社会関連会計研究

第 2 号

1990年9月

日本社会関連会計学会

目　　次

あ　い　さ　つ

会長　青木　脩

ここに私たちの日本社会関連会計学会機関誌「社会関連会計研究第２号」を公刊することとなった。創刊号と比較して、量的にも質的にも、一段と充実したものとなっており、会員および関係者の皆さんとともに、同慶の意を表する次第である。

昨年来の内外における社会的・経済的激動の状況をみても、社会関連会計の必要性が一層増大していることは論を待たないことであり、私たちの学会の使命も益々重大となっている。幸いにも、この一年間の特筆すべき事柄として、本文中に記載されたように、公表された会員の皆さんの著書・論文も多数にのぼり、さらに本学会員両氏による社会関連会計に関する著書が連続して日本公認会計士協会賞の栄を受けたことが挙げられる。これらのことは、私たちの学会に課せられた使命が果たされつつあり、かつ、私たちの研究の必要性が実務界でも認知されつつあることを示すものというべきであろう。また、昨年の日本会計研究学会第48会大会において、多数の本学会員が、研究報告に参加したことも、評価されてよいことと思われる。会員の皆さんの引き続いての研鑽・ご活躍を期待する。

また、懸案の学会編「企業情報ディスクロージャー事典　―社会関連会計の指針―」も間もなく公刊の段取りになっており、斯学の啓蒙・発展に役立つものとして、喜ばしいことである。今後の課題として、学会編の第２、第３の書物を公刊することによって、本学会の研究集団としての実をあげたいものである。会員および関係者の皆さんの格別のご協力をお願いしたい。

なお、本年の第３回大会も、昨年と同じように、９月の日本会計研究学会大会に続いて開催される。今回からは、会員皆さんの要望もあり、２日間の日程を組み、研究報告の時間を充実させることとした。今後もこのような努力を続けたいものと考えている。

終わりになったが、本学会名誉顧問・黒澤清先生がご逝去された。先生には、学会創立以来、私たちの行動をあたたかく見守っていただいており、今後の発展と成長をお見せできないのが残念である。謹んでご冥福をお祈り申し上げる。

1990年７月

多国籍企業の社会成果に関する一考察

真　船　洋之助

I　はしがき

「多国籍企業の社会成果」（the social performance of the multinational enterprise）の問題を理論的に体系づけた研究は世界各国において必ずしも多くはない。それはわが国においても例外ではない。その原因はこの問題の多くが国外において生じているため、直接われわれの目に触れる機会が少ないことによるであろう。しかしわが国の場合多国籍企業のもたらす「経済摩擦」・「貿易摩擦」・「経済紛争」などに関する研究はかなりの数にのぼっている[1)]。多国籍企業の社会成果に関する研究が少ないのは、多国籍企業のもたらす「外部効果」の問題が進出先国（または受入国）の社会においてはっきりとした形で問題にならない限り、また本国にとってよほどの大事件とならない限り、われわれの目に触れにくいことによると考えられる。

本論文の目的は多国籍企業の社会成果の問題領域を示唆し、多国籍企業の社会的影響関係を解明するためのいくつかのコンセプトのうちとくに企業社会成果論的コンセプトをとりあげてそのもつ意義を検討しようとするものである。

II　多国籍企業の社会成果の問題領域

A　多国籍企業の社会成果の定義

まず多国籍企業の社会成果の定義を検討することからはじめることにしよう。多国籍企業の社会成果の特質を明らかにするためには、企業の社会方針ないし政策（corporate social policy）との関係を知る必要がある。この問題に関しては先駆的な研究者としてプレストンとウインザーをあげることができる[2)]。そこでまず手はじめにこの研究をあとづけてみることにしよう。

プレストンとウインザーによれば、企業の社会方針は企業が追求する各種の目的変数のうち社会ないしコミュニティーに対する影響を示す変数にかかわりをもつものとされる。すなわち企業は経済的目標、財務的および市場的目標の他にさらに何らかの目標を追求している。これら三つの目標以外にさらに「何らかの目標」をもち、社会的方針を実行に移すのは、企業の社会における存在理由を示すためである。この社会的方針は経済的その他の方針と同じようにかならずしも効果的な結果を生むとは限らないし、またとくに恵み深い性質のものとも限らな

い。そこで企業の社会的方針は方針分析による評価を必要不可欠なものとする（Preston and Windsor, 1988, pp.45-46.)。このようにプレストンとウインザーは、企業の社会的方針は企業の経済的、財務的、および市場的目標以外の目標を指しており、それは企業が社会に影響を与えることを意図した方針を意味している。したがって企業が目指した意図がはたして達成されたかどうかを何らかの方法で評価する必要がでてくる。われわれはここに多国籍企業の社会成果会計ないし社会関連会計の成立の必要性と必然性があると考えている。

こうしてプレストンとウインザーは、多国籍企業の社会成果は社会的方針とその実行の結果として社会に影響を与えることをいい、社会成果は意図した方針の結果であったり、あるいは意図せざる結果であったりすることがありうることになる。

多国籍企業はその現地社会ないし本国社会における社会的存在理由を示すために何らかの社会的方針をもち、それを目標、戦略、戦術として展開し実行に移した結果、現地社会ないし本国社会において意図したり、あるいは意図せざる結果を生み出す。これを多籍企業の社会成果という。

B　多国籍企業の社会成果の問題領域

多国籍企業の社会成果の問題を明らかにする前に、国内だけに経営拠点をもつ企業の経営とどこが本質的に相違するのかを明らかにしておかなければならない。その違いは(1)異なる国家主権の中で、(2)まったく異なる経済条件の下で、(3)相違する価値体系や制度の中で生活する人々とともに、(4)異なる時点で産業革命を経験しているところで、(5)人口や地域が非常に異なる国の市場で経営活動が営まれるという点にある[3)]。国家主権が相違すれば当然に法律、貨幣、政治などの制度が相違する。法律が異なれば財産権、課税、独占規制、契約法などが相違してくる。多国籍企業の経営が複雑になるゆえんである。

ところで多国籍企業が行う海外直接投資は現地社会のみならず本国社会にもプラス・マイナスの両様の影響を与える[4)]。多国籍企業の社会成果が成立する理由がここにある。

図―1は、多国籍企業を分析するための「行動・構造・成果」の関係を図示したものである[5)]。

また図―2は、多国籍企業が本国社会と進出先国社会において各種の利害関係者ととり結ぶ輻輳する関係を示している。

図―1　多国籍企業の社会成果の分析枠組み

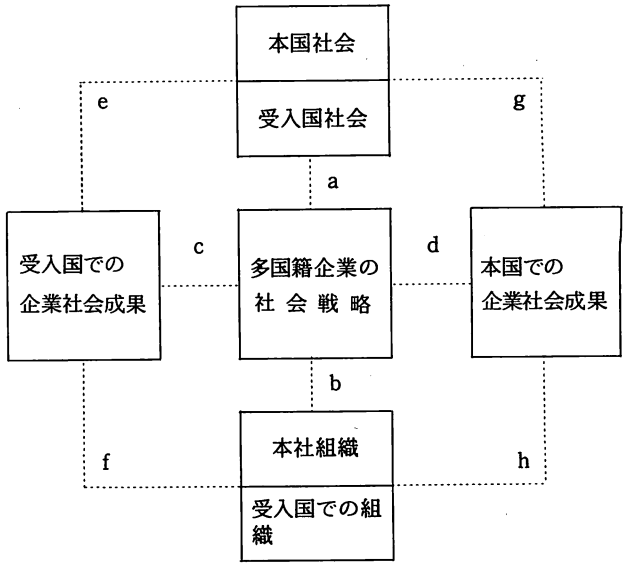

図―2　国際的な企業―政府―社会の関係

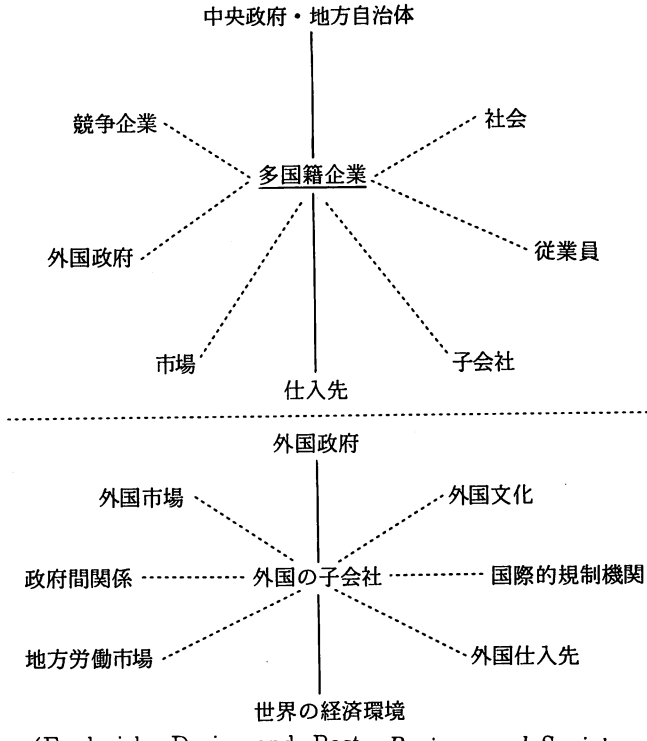

(Frederick, Davis, and Post, *Business and Society*, 6th ed., 1988, p. 443)

この図によって多国籍企業が本国および進出先国においていかに複雑な関係を取り結んでいるか、その一端を理解することができよう。

多国籍企業の社会成果の問題領域のうち最も重要であると考えられるのは以下のような項目である。

- 政府と政府間の関係が多国籍企業に与える影響
- 受入国の社会経済の構造に与える影響
- 受入国の経済的および社会的環境が多国籍企業の経営活動に与える影響
- 多国籍企業の海外子会社の活動が本国の公衆に与える影響
- 多国籍企業のビジネス倫理問題（例：海外直接投資にともなう贈収賄）
- 私的自発的組織（例えば環境保護運動団体）が多国籍企業に与える影響
- 国際的規制機関（例えば国連）が多国籍企業に与える影響

C　「多国籍企業と社会」問題解明のためのいくつかのコンセプト

多国籍企業と受入国の社会および本国の社会との関係を研究する場合、どの側面を研究対象に選ぶかに応じて以下のように分類できよう。これはコンセプトをすべて網羅的に列挙したものではないが、多国籍企業と社会との間の影響関係の問題のどの側面に注目しているかに応じ

た分類を示したものである。

1　企業社会成果論的コンセプト[6)]
2　コンフリクト論的コンセプト
　(1)　国際経済摩擦論的コンセプト[7)]
　(2)　現地化政策的コンセプト[8)]
3　ビジネス倫理論的コンセプト[9)]
4　企業の社会的事前対応論的コンセプト[10)]
5　企業社会政策過程論的コンセプト[11)]

企業社会成果（corporate social performance）論的コンセプトは多国籍企業が社会に与える影響の側面に注目したものであり、コンフリクト（conflict）論的コンセプトは多国籍企業と進出先国の社会との間のコンフリクト（経済摩擦や文化摩擦など）に注目したものである。ビジネス倫理（business　ethics）論的コンセプトはビジネス倫理という超越的な見地から多国籍企業の社会に与える影響を観察しようとするものであり、企業の事前対応（corporate social response）論的コンセプトとここで称する考え方は多国籍企業の社会への対応の仕方（business response pattern）に注目したものである。企業社会政策過程論的コンセプトはビジネス倫理、企業の社会的責任、および企業の社会的事前対応の三つをすべて包摂するものとしてとらえようとする考え方を指している。

この小論ではこれらのコンセプトの全体をとりあげる余裕はないので、筆者が当面最も関心を寄せている企業社会成果論的コンセプトについて論じてみることにしたい。それ以外のコンセプトについては別の機会にとりあげたいと考えている。

Ⅲ　企業社会成果論的コンセプトの内容

企業社会成果（corporate social performance）の観念はアメリカ公認会計士協会[12)]やプレストンとポストら[13)]によって採用されて以来一般化された観念である。

プレストンとウインザーら[14)]は、多国籍企業の社会成果を分析するための理論的基礎として現代においてよく知られている三つの社会科学上の理論を援用しようとする。これをもって多国籍企業の社会成果の解明のための理論的基礎を構築しようとするのである。

1．フリーマン（Freeman, 1984）の企業の利害かけ引者（stakeholders）の理論[15)]。なんらかの特定の企業活動によって影響を受けるもの（これをstakeholdersという）はすべて当該企業の潜在的な政治的構成員であるとする見方。
2．ロールズ（Rawls, 1971）の社会的正義実現の手順の規定[16)]。これは社会的正義を個人の間の、そしてここでの問題に関していえば国際的な分配結果の公正と大まかに定義する見方。
3．ブキャナン（Buchanan）の公共選択の現論[17)]。これは意思決定者の個々人の利益を条件として集団の意思決定の合理性を理解しようとする見方。

以下これらの三つの理論がどのように多国籍企業の社会成果の分析に関連するかを吟味してみよう。

まずフリーマンの利害かけ引者論（stakeholders theory）は、企業活動が利害かけ引者（集団の場合もあれば個人の場合もある）に与える影響を問題にするアプローチであるが、この利害かけ引者は企業の「政治的な構成員」とみなされ、企業内部においては経営者と従業員が、また外部においては顧客、地域社会、競争企業など多種類の利害かけ引をする集団や個人がふくまれている。これらの利害かけ引者のうち内部者は自己の利益を追求するために外部の法的・政治的制度に働きかけて企業に対して「政治化さていく」（politicize）能力を働かせる。プレストンとウインザーらは、フリーマンのアプローチが企業内外のステークホルダーの政治的かけ引きを分析するのに有効である点に注目したのである。

これに対してロルーズの社会正義の理論は、上述のすべての政治的構成員に対して同等の権利を与えるが、しかしすべての参加集団は利害が等しかったり結果が等しい必要は少しもなく、すべてのものが望ましい分配結果を分析する際に等しい役割をもつことが前提である。この場合、利益や結果が等しくなくても役割が同じであることが必要なのである。ロールズの考え方は、社会組織のあらゆるレベル、すなわち企業、国家、世界などのあらゆるレベルでの目的と方針が決定される過程または方法を重視するのである。このロールズのアプローチの最も重要な点は、社会的な（またはそこから推論して国際的な）相互作用にとってのルールの体制がすべての参加集団である利害者集団にとってお互いに承認できるものとなるという点である。この考え方は、パレート最適を必要としない点でも重要な意味をもっているとプレストンとウインザーは考えている。多国籍企業をとりまく複雑な関係を解明するためにはこのようなアプローチが有効であるとみるのである。

第三は、ブキャナンの公共選択の理論であった。ブキャナンの重要な概念は社会的決定への参加者は自己の利益を最大にしようとして行動するみるところにある。倫理学においては、意思決定者は利他的な道徳的行動基準にしたがう、またはしたがうべきであると主張される。公共選択の理論によれば、利害関係者はそれぞれ自己の利益を最大にしようとしており、しかも完全な情報や情報処理能力をもたないと前提されているから、便宜主義的行動（opportunism）にもとづいて「制約された合理性」の下でしか行動できない。プレストンとウインザーらは、この理論はこのような制約の下で行動する多国籍企業の社会成果を解明するために重要な意味をもっているものとみる。

さてこれら三つの理論は、多国籍企業の社会成果の問題にどのように結び付けて用いられるのであろうか。

まず多国籍企業には強力なさまざまな「利害かけ引者集団」（フリーマンのいうステークホルダー）が存在している。いまその中から多国籍企業が活動するいくつかの国の「政府」を措定してみよう。この場合政府は、より直接的な関係者の利益を追求できるような政策体制をつくりだそうとする。多国籍企業は複数の国民国家という利害関係者にとりかこまれて活動している。多国籍企業はこれらの国民国家との間に相互の合意をとりつけなければならない。そこ

でロールズのいう相互の合意という概念が意味をもってくる。なぜなら各国民国家は平等で究極的な主権をもち、承服しえない結果になるのを回避するために国際関係を絶ったり、場合によっては戦争に持ち込むことで解決しようとすることは事実としてありうるからである。そしてこのような事態になることを極力回避することが望まれるであろう。

また諸国民国家間の国際関係は環境が非常に危険と不確実性に満ちているため、通常それぞれの国が「便宜主義的行動」に基づいて「制約された合理性」の限界内で自己の利益を追求せざるをえない。ここにブキャナンの主張が適用される余地がでてくる。

こうしてプレストンとウインザーらは、多国籍企業の行動を統治する多面的な政策体制は、それぞれ自己の利益を追求する国民国家という利害関係者間の相互に承認しうる合意の体制であるとみる結論に到達する（Preston and Windsor, 1988, p. 47-48）。

プレストンとウインザーの見解は以上のようであるが、彼らはまずフリーマンからは多国籍企業にかかわる各種のステークホルダーを一種の「政治的構成員」とみる考え方を取り入れている。そして企業内部のステークホルダーは外部の法的・政治的制度に「政治的に」働きかけて企業を政治化していく。図―2の下の段の子会社を中心としたステークホルダーの場合を考えてみると、多国籍企業に対して利害関係をもつ幾つかのグループがあるが、これらのグループの間には富と所得の不平等があったり、影響力と権限の不平等があったりすることは認められるが、しかしお互いにこのシステム、体制を承認して受入れるならばそれは正義であるとみるのである。もちろんその際前提としてロールズのいう「無知のベール」と「原初状態」という二つの条件が必要であるが[18]。

Ⅳ　結　論

このプレストンとウインザーの理論枠組みは多国籍企業の社会成果の理論的解明のためには多くの可能性を示唆しているが、しかし単なる理論的枠組みを超えた経験的検証が必要であることも同時に示している。社会的な価値や政治制度が相違する国々で活動する多国籍企業はそれぞれの「政治的構成員」の利害を「正義」の観点から相互に調整し、制約された合理性の中で自己の利益を追求するほかはないであろう。彼らの理論はこのような多国籍企業の行動を解明するための理論的根拠を与える点で高く評価すべきであろう。（この小論は、第2回日本社会関連会計学会における報告の一部に加筆したものである）

注

1）経済摩擦に関する文献については多国籍企業研究会にかかわる以下の文献を参照。江夏健一『国際経済紛争と多国籍企業』晃洋書房、1987年；竹田志郎編『経済摩擦と多国籍企業』同文舘、1988年。

2）Praston and Windsor, "Corporate Governance, Social Policy, and Social Performance,"in ;Preston ed.,*Research in Corporate Social Performance and Policy,*Vol. 10, JAI Press, 1988, pp. 45-46.

プレストンとウインザーは「不幸にも企業と社会に関する文献の中には方針と成果の用語法に少し混乱がある」こと、「ここではこれらの二つの概念を明確に区別しようとしている」としている。なお、非多国籍企業（国内だけで活動する企業）の社会成果については拙著『現代企業成果論』千倉書房、昭和61年；また多国籍企業の社会成果の一般的な問題については同,『現代経営学一経済分析的アプローチ』テイハン，1990年，第26章を参照。

3）Certo, S., *Principles of Modern Management,* 1989, p.575.

4）ここでは詳論を避けているが、海外直接投資が受入国と本国に対して与えるプラスとマイナスの影響の具体的なリストについてはコースの論述が詳しい。
Korth, *International Business,* Prentice-Hall, 1985. とくに第12章を参照。

5）企業社会成果を解明するための「構造・行動・成果」の概念枠組みの詳細については前掲拙著、63頁以下を参照。

6）Preston and Windsor, op. cit.

7）脚注1）参照。

8）坂本康実「日本企業の海外進出をめぐる摩擦の構造と現地化問題」藤森英男編『発展途上国の現地化政策』アジア経済研究所、1988年等を参照。

9）Hoffman et. al., eds., *Ethics and the Multinational Enterprise,* University Press of America, 1986.

10）Sethi, P., "A Conceptual Framework for Environmental Analysis of Social Issues and Evaluation of Business Response Patterns," in Sethi and Falbe eds., *Business and Society,* Lexington Books, 1987, pp. 39 ff.

11）Epstein,E.,"The Corporate Social Policy Process and the Process of Corporate Governance, *American Business Law Journal,*Vol. 25／3, Fall 1987, pp. 361-383.

12）AICPA, *The Measurement of Corporate Social Performance,* AICPA, 1977.
AICPAは企業社会成果を直接に定義してはいないが、次の文言によってその内容を判断することができる。「すべての企業行動は、もしも十分な注意をもってあとづけてみるなら、経済的と社会的の双方の結果をもっていることがわかるだろう。……企業社会測定は主に企業行動の社会的結果に関係している。その最終的な産物一社会的情報一は次第に、企業行動の財務的結果について利用できるかなりの量の情報に対して、重要な補足をすると考えられるようになった。この二つの情報（財務情報と社会情報）が企業の総合的な成果のかなりよい全体像を示すものと考えられる」（AICPA, ibid., p. 3.括弧内は筆者により補足）。

13)Preston and Post, *Private Manatement and Pudlic Policy,* Prentice-Hall, 1975.

14）Preston and Windsor, op. cit.

15）Freeman, R., *Strategic Management: A Stakeholder Approach,* Pitman, 1984.

16）Rawls, J., *A Theory of Justice,* Harvard University Press, 1971：矢島鈞次監訳、『正義論』紀伊国屋書店、1979年。

17）Buchanan, J., and Tullock, J., *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy,* University of Micigan Press, 1962: 宇田川璋仁監訳『公共選択の理論』東洋経済新報社、1979年。

18）ロールズの正義論の内容については高田馨『経営の倫理と責任』千倉書房、1989年、第3章をも参照。

付加価値生産性諸指標の変化と経営構造の変容に関する理論と実証

佐　武　弘　章

I　まえがき

本稿はわが国企業の付加価値生産性諸指標が表現している各企業の技術的性格および経営組織構造を理論的かつ実証的に分析することを課題にする。ここに、付加価値としては、控除方式で計算した純付加価値を定義する[1)]。

このような課題を提起する理由は次の点にある。

経営分析の説明書には、付加価値生産性諸指標の定義とその使用法が詳細に説明されているが、このように定義された諸指標の数値がもつ経営組織上の内容についてはあまり説明されていない。とくに、財務分析において、諸指標の規定の厳密さに焦点があてられているからであろうか、厳密に規定されたこれらの指標の標準的な数値が現代のわが国企業ではどの水準にあり、この標準そのものの変化および標準からの背離がどのような要因によるものであるのかを理論的・実証的に分析した文献は私の知るかぎりほとんどない。

たとえば、付加価値労働生産性は付加価値生産性を表示する一指標であるが、しかしこの数値は産業別（業種別）に大きく相違し、その産業別相違は各産業の独自の技術的性格と製品の質的相違にもとづくと考えられる。石油化学工業の付加価値労働生産性は精密機械工業のそれの約３倍あるが、逆に前者の付加価値経営資本生産性は後者のそれの約１／５である。この相違は両産業の技術的性格と経営組織構造の相違によるものであるが、とすれば、現存の技術的水準を所与として、両工業の典型となるべき付加価値生産諸指標がどのような数値になるはずであるかはほとんど明らかにされていない。

つまり、本稿では、各個別企業の付加価値生産性諸指標の傾向は必ずその背後の各企業の技術的性格と経営組織構造を表現するものと考える。その上で、現代わが国諸企業の付加価値生産性諸指標の標準と変化傾向およびそれらが表現している各企業の技術的性格などを可能なかぎり明らかにすることを課題にしている。

この課題の追及にあたり、本稿では、まず理論仮説をたててこれを実証するという手法をとるのではなく、まず事実データを分析してその諸傾向を説明する論理を考えるという手続をとる。事実データの分析のために、私はコンピュータによる図Ｉに示した計算プログラム「経営分析指標処理システム」を作成し、試用中である。本稿はこのシステムの紹介も兼ねている[2)]。

事実データは、関西生産性本部『経営分析指標』（1976年～1987年）を使用する[3)]。同『指

図Ⅰ　経営分析指標処理システム

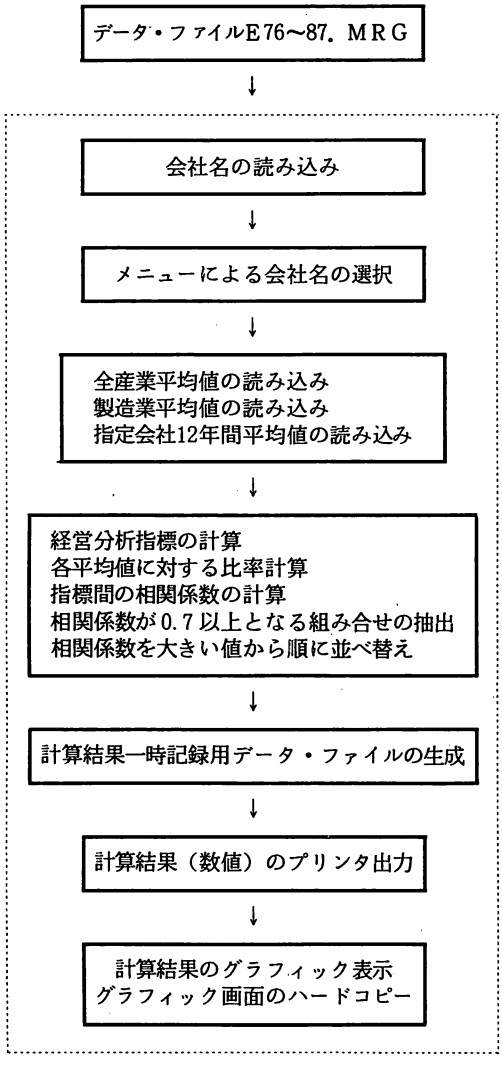

標』の12年間の原資料により、まず最近わが国企業の付加価値生産性にかんする諸指標の標準と変化傾向を実証的に検討する。ところが、これら諸指標の相関関係をとってみると、個別企業間にはかなり大きな相違があり、各社には明白な独自的性格が認められる。これらのうち顕著な諸特徴を摘出してその背後にある技術的性格を考慮することにより、付加価値生産性諸指標のもつ経営組織構造上の意味を考えることにする。

なお、私は現在この分析手続きを実行中であり、末だその全貌を解明できたとは判断していない。本稿を一つの中間報告として、ご批判を得られれば幸いと思う。

Ⅱ　付加価値生産性を規定する諸要因

付加価値生産性の向上を一義的に表現する指標は未だ開発されていない。通常、付加価値労働生産性（付加価値／従業員数）がよく使われるが、これは付加価値生産性を表現する一指標にすぎない。付加価値は当該企業自身の生産した「創造価値」を意味するが、その高さは投入および産出要因を表す諸指標を基準にし、したがってそれらの諸指標を分母とする分数により表現することができる。このように考えると、投入要因を分母とする指標としては、付加価値労働生産性の他に付加価値経営資本生産性（付加価値／経営資本）があり[4)]、産出要因を分母とする指標としては、付加価値率（付加価値／売上高）がある。

これらを付加価値生産性を表示する3つの基本指標とする。3つの基本指標について、その定義から直接に導き出される関連を定式化すると次のようになる。

付加価値労働生産性（A）＝付加価値率（B）×1人当り売上高＝付加価値率×経営資本回転率（G）×経営資本集約度（D）＝付加価値経営資本生産性（F）×経営資本集約度……①、

付加価値経営資本生産性＝付加価値率×経営資本回転率……②

この定式より、３基本指標に経営資本集約度・労働装備率（Ｅ）・経営資本回転率を加えたものを６付加価値生産性指標とする。

ところで、付加価値労働生産性は付加価値／従業員数で表示される。ここに従業員は老若男女を問わず人数で示される。ところが、一企業の従業員の年齢構成・性別構成は業種その他によって大きく相違し、年齢別・性別の給与格差も大きい。また、最近では雇用形態が多様化し、パートタイマーが無視できない人数値になっている。これらの事情を考慮して、付加価値労働生産性の表示の分母に人件費を入れて、付加価値／人件費を計算してみる。これを付加価値生産性人件費基準（Ａ′）とする。

同様にして、経営資本集約度人件費基準（Ｄ′）と労働装備率人件費基準（Ｅ′）を定義する。これらの指標は人件費一単位当り経営資本額・有形固定資産額を意味する。これらを人件費基準指標とする。

また、これまでは最初にことわったように、純付加価値について諸指標との関係を考えてきたが、これにさらに減価償却費を考える。本稿の課題は個別企業の技術的性格と経営組織構造を最も適切に表現する諸指標を事実的に確かめることにあり、それゆえ粗付加価値についても念のため計算しておく。

これらの諸指標は、その都度粗付加価値と明記し、$\overline{A}$, $\overline{A}'$, $\overline{B}$, $\overline{F}$, と表示する。これらを粗付加価値指標とする。

以上で合計13指標を定義したことになる。これらの付加価値諸指標に対し、経営構造にたち入るため、利益率指標として売上高営業利益率（営業利益／売上高）（Ｓ）と経営資本営業利益率（営業利益／経営資本）（Ｔ）を定義する。これらを利益率指標とする。また、付加価値などの絶対額をみるため、売上高（Ｋ）、付加価値（Ｍ）、経営資本（Ｑ）、従業員数（Ｐ）を計算に入れる。これらを絶対額指標とする。

本稿は、以上の合計19指標の事実データを対象にしてまず二つの計算手続きをとり、その計算結果について含蓄する意味を考える。なお、諸指標の計算は全産業について業種別・個別企業別に行うことができるが、本稿では、紙数の都合上、製造業中の金属製品製造業・機械製造業・電気機器製造業・輸送用機器製造業・精密機器製造業の６業種に限定して検討する。それゆえ、個別企業の例示もこれら６業種に限定される。

Ⅲ　付加価値生産性指数の試算

以下の実証的および理論的分析は、大別して二つの手続きをとって行われる。

手続きⅠ――経営環境を考慮に入れた付加価値生産性指数の計算

1976年～1987年の12年間に各企業の付加価値生産性諸指標は大幅な変化をとげているが、この間に貨幣価値も変化し、経営環境は相当な変動を遂げている。この変動しつつある経営環境

のもとでの各個別企業の経営努力を的確にも捉えるため、次の手続きをとる。

各企業の付加価値労働生産性指標の数値だけでなく、各年の全産業の付加価値労働生産性の平均値を分母にした各企業の比率をとる。これを付加価値労働生産性指数とする。これを時系列にみることにより、全産業の動向を考慮に入れた各企業の経営努力の表現とみなす。同じ手続きを他の付加価値生産性諸指標についても行い、これを経営環境を考慮に入れた付加価値生産性諸指数と名付ける。

定義すると、次のようになる。付加価値労働生産性指数$A_1 = A / A_0$、付加価値率指数$B_1 = B / B_0$、経営資本集約度指数$D_1 = D / D_0$、労働装備率指数$E_1 = E / E_0$、付加価値経営資本生産性指数$F_1 = F / F_0$、経営資本回転率指数$G_1 = G / G_0$となる。ここにA_0，B_0，C_0，D_0，E_0，F_0，G_0は諸指標の各年の全産業平均植を意味する。

このような指数表現をとってみると、個別企業の付加価値労働生産性指数はこの10年間に大幅に変化している。付加価値率指数と付加価値経営資本生産性指数はさらに大幅に変動している。個別企業の栄枯盛衰の一面がここに表現されている。

紙数の都合上ここで付加価値生産性指数の諸傾向を全面的に検討することはできない。別稿「経営環境を考慮に入れた付加価値生産性諸指標」が特徴的な企業の1976～85年の10年間の基本指数を表示している[5)]。本稿では、以下の検討に必要なかぎりで次の点を指摘して先に進む。

付加価値生産性の3つの基本指標の指数表現を3つの基本指数、A_1（付加価値労働生産性指数）B_1（付加価値率指数）F_1（付加価値経営資本生産性指数）とする。これら3つの基本指数には各企業に特徴的な傾向があり、次の点を言うことができる。

（2－1）付加価値生産性の3つの基本指数がともに上昇している企業があり、逆に3基本指数がともに低下している企業がある。本稿が対象とする製造業の6業種中では3基本指数がともに上昇している企業には、T社（5936）U社（6933）などがあり、低下している企業には、T社（6013）K社（7276）などがある。

（2－2）3指標のうちA_1だけが上昇傾向で、B_1，F_1が低下傾向の企業があり、逆にA_1だけが低下傾向でB_1，F_1が上昇傾向の企業がある。前者の傾向の企業には、N社（6701）T社（7911）などがあり、後者の傾向の企業には、T社（5901）H社（6745）などがある。この傾向には経営資本集約度（または労働装備率）の動向つまり資本集約的な経営努力が重要な説明要因となる。

（2－3）次に3指標のうち、B_1だけが上昇傾向で、A_1，F_1が低下傾向の企業があり、逆にB_1だけが低下傾向で、A_1，F_1が上昇傾向の企業がある。前者の傾向の企業には、M社（6991）などがあり、後者の傾向の企業には、M社（6135）K社（6473）などがある。この場合には経営資本回転率の動向が重要な説明要因になる。

なお、F_1だけが上昇または低下していて、A_1，B_1が反対に変化する場合も形式論理的には考えられるが、実際にはこの場合は存在しない。また3指標ともほぼ横ばいの個別企業や

3指標それぞれの変動が不連続で傾向を見ることが難しい企業もある。

付加価値生産性諸指標には各産業だけでなく各企業の独自の水準と変化傾向がみられ、それだけでは企業業績を一見して的確に評価することは難しい、そこで、以上のように指数表現をとり、このうちとくに3基本指数の組合せをとって、これを時系列に見ることにより、変動する経営環境のもとでの各個別企業の業績動向に第一次の評価を与えることができる。

Ⅳ　付加価値生産性諸指標の相関関係

手続きⅡ――付加価値生産性にかんする19指標相互の相関関係の計算

以上の（２－１～３）の三つの場合について、それらの傾向を説明する経営構造の変化を確定するためには、さらにたち入った検討を必要とする。もとの付加価値生産性諸指標の水準とその変化傾向をひきおこす要因を調べるため、さきに定義した19指標の12年間の時系列の動向を対比し、各指標の組合せの相関係数を計算してみる。組合せは18！通りある。

多数の複雑な場合があるため、まず諸指標のうち6付加価値生産性指標の定義にもとづき、考えられる類型の分類をしておく。その上で、事実データの計算結果について相関係数の高い諸指標を整理していく。

付加価値労働生産性（Ａ）＝付加価値率（Ｂ）×経営資本回転率（Ｇ）×経営資本集約度（Ｄ）＝付加価値経営資本生産性（Ｆ）×経営資本集約度……①、付加価値経営資本生産性＝付加価値率×経営資本回転率……②であるから、形式論理的には、①式より、Ａの変動の要因は、ＢまたはＤまたはＧまたはＦの変化に分解される。また、ＡとＦを安定的とすれば、Ｂの変動はＤまたはGの逆方向への変化を要因としていることになる。②式より、Ｆの変動は、ＢまたはＧの変化に分解され、Ｄの逆方向への変化を要因としているとみられる。現実には、次の５つの場合が検出される。

（３－１）①式より、Ａ＝Ｂ×Ｇ×Ｄ＝Ｆ×Ｄであるから、付加価値経営資本生産性が安定的とすると、付加価値労働生産性と経営資本集約度とが高い正の相関関係になる場合がある。これをＡＤ型とする。この場合には付加価値労働生産性は労働装備率とも高い正の相関関係をもつことが多い（Ａ：Ｅ）。製造業中の前掲６業種中でこの型の企業の顕著な例を表Ｉにあげている。この場合に付加価値労働生産性の上昇は資本集約的な技術的発展による省力化によって行われ、したがって単位時間当り労働により生産物に移転される原材料費と減価償却費の比率はより高くなる。言い換えると、生産物中の付加価値の比率は低下する。つまり、付加価値率は経営資本集約度・労働装備率と負の相関関係になることが多い（Ｂ：Ｄ，Ｂ：Ｅ）。

（３－２）上の場合に付加価値労働生産性を安定的とすれば、付加価値率と経営資本集約度・労働装備率とが高い負の相関関係になる。これを－ＢＤ（または－ＢＥ型）とする。表Ｉ中にこの型の企業の例をあげている。

この型は上のＡＤ型をも含んでいることがあり、ＡＤ型と同様の資本集約的な経営構造の発

展を表現しているとみられる。ただし、資本的集約化がＡＤ型となって現われるか、－ＢＤ型となって現われるかを規定する要因はよりたち入った検討を必要とする。

（３－３）①式で１人当り売上高＝経営資本回転率×経営資本集約度が安定的なとき、付加価値労働生産性と付加価値率とが高い相関関係になる場合がある。これをＡＢ型とする。表Ｉ中のこの型の企業の例を参照されたい。

この型はＡＤ型,－ＢＤ型の逆であり、付加価値労働生産性の上昇は、資本集約的な経営構造の発展すなわち省力化投資によるものでなく、製品の付属装置の多様化などによる生産物の質的向上と価格上昇によると理解される。

この場合に、付加価値労働生産性と付加価値経営資本生産性（Ａ：Ｆ）、付加価値率と付加価値経営資本生産性（Ｂ：Ｆ）は正の相関関係となることが多く、中にはそれが高い相関関係となるものもある。

（３－４）①式で経営資本集約度が安定的なとき、付加価値労働生産性と付加価値経営資本生産性とが高い正の相関関係になる場合がある。これをＡＦ型とする。この場合に、②式より経営資本回転率を安定的とすれば、付加価値経営資本生産性は付加価値率と高い正の相関関係になる。これをＢＦ型とする。このとき、付加価値率と経営集約度など（Ｂ：Ｄ，Ｂ：Ｅ）は負の相関関係になることが多い。表Ｉ中にこの型の企業の例をあげている。

これらの場合には、付加価値生産性の上昇は省力化投資によるものではなく、新製品の開発や市場圏の拡張＝売上高の増加による経営規模の増大を実体とするか、または売上高の安定のもとでの従業員数の減少を伴う経営規模の縮少を実体とするかである。

（３－５）上の式で付加価値率などが安定的なとき、付加価値労働生産性および付加価値経営資本生産性が経営資本回転率と高い正の相関関係になる場合がある。これをＡＧ型、ＦＧ型とする。表Ｉ中のこの型の企業の例を参照されたい。

これらの場合に、付加価値労働生産性・付加価値経営資本生産性と経営資本集約度とは高い負の相関関係になることが多い（Ａ：Ｄ，Ｆ：Ｄ）。つまり、市場圏の拡張などにより売上高は増大するが、売上高の増大と経営資本・従業員数の増大との比率が大幅に変化している場合であり、したがってＡＦ型・ＢＦ型の特殊的な場合と理解される。企業数は少ないが、これを一つの型に分類する。

以上のように型を分類して、個別企業の付加価値諸指標の12年間の時系列動向を調べてみると、各企業には独自の型がある。表Ｉの各類型のところに例示されているように、それぞれの類型には相関係数0.9800以上と驚くほどよく当てはまる企業が摘出される。

製造業中の上掲６業種中の個別企業の多くの発展は、上に指摘したＡＤ型、－ＢＤ型、ＡＢ型、ＡＦまたはＢＦ型、ＡＧまたはＦＧ型のいずれかをとっていたとみられる。いずれとも特徴づけられない企業もあるが、これは複合型とみられ、別途分解してより詳細に検討する必要がある。これらの型は業種を超えて共通する[6)]。

これらの型は、しかし付加価値諸指標だけを使った型分類にすぎない。それぞれの型が各企業の経営構造の増減いずれの方向への変化を表現しているかを確定するためには、当該企業の経営諸指標の絶対額に立ち入って検討を加えなければならない。

V　付加価値生産性諸指標の変化と経営構造の変容

そこで、さらに３つの人件費基準指標、４つの粗付加価値指標、２つの利益率指標、４つの絶対額指標を含めて、付加価値生産性諸指標の背後にある経営組織構造を解明する途を探ってみる。これらの指標の相関関係の計算から、次のような傾向のある場合を摘出することができる。

表Ｉ　個別企業付加価値生産性諸指標の回帰直線

ＡＤ型	Ｈ社（6581）	Ｙ＝1.2086Ｘ－0.2086	Ｒ＝0.9916
	Ｎ社（6751）	Ｙ＝1.2283Ｘ－0.2283	Ｒ＝0.9860
	Ｎ社（7915）	Ｙ＝1.9791Ｘ－0.9791	Ｒ＝0.9636
－ＢＤ型	Ｎ社（5972）	Ｙ＝－1.5136Ｘ＋2.5136	Ｒ＝－0.9834
	Ｊ社（6041）	Ｙ＝－1.7699Ｘ＋2.7699	Ｒ＝－0.9769
	Ｋ社（7914）	Ｙ＝－3.2963Ｘ＋4.2963	Ｒ＝－0.9644
ＡＢ型	Ｔ社（5936）	Ｙ＝0.3578Ｘ＋0 6422	Ｒ＝0.9646
	Ａ社（6475）	Ｙ＝0.4125Ｘ＋0.5875	Ｒ＝0.9918
（Ａ’Ｂ）	Ｓ社（6808）	Ｙ＝0.7111Ｘ＋0.2889	Ｒ＝0.9711
ＡＦ型	Ｎ社（5972）	Ｙ＝0.8684Ｘ＋0.1316	Ｒ＝0.9846
	Ｔ社（6121）	Ｙ＝0.8406Ｘ＋0.1594	Ｒ＝0.9731
	Ｏ社（6205）	Ｙ＝0.6678Ｘ＋0.3322	Ｒ＝0.9603
ＢＦ型	Ｔ社（5901）	Ｙ＝1.1191Ｘ－0.1191	Ｒ＝0.9710
	Ｔ社（6762）	Ｙ＝1.4555Ｘ－0.4555	Ｒ＝0.9927
	Ｒ社（7752）	Ｙ＝1.5384Ｘ－0.5384	Ｒ＝0.9967
ＡＧ型	Ｔ社（5954）	Ｙ＝0.4496Ｘ＋0.5504	Ｒ＝0.9884
	Ｋ社（7914）	Ｙ＝0.4738×＋0.5262	Ｒ＝0.9145
ＦＧ型	Ｓ社（6453）	Ｙ＝0.5047Ｘ＋0.4953	Ｒ＝0.9881
	Ｄ社（6383）	Ｙ＝0.9792Ｘ＋0.0208	Ｒ＝0.9630
	Ｓ社（6516）	Ｙ＝0.5858Ｘ＋0.4142	Ｒ＝0.9907
Ａ’Ｓ型	Ｊ社（6041）	Ｙ＝4.2839Ｘ－3.2839	Ｒ＝0.9788
Ａ’Ｔ型		Ｙ＝4.5295Ｘ－3.5295	Ｒ＝0.9909
	Ｈ社（6203）	Ｙ＝4.6748Ｘ－3.6748	Ｒ＝0.9981
		Ｙ＝5.1481Ｘ－4.1481	Ｒ＝0.9987
	Ｊ社（6440）	Ｙ＝5.5884Ｘ－4.5584	Ｒ＝0.9927
		Ｙ＝6.5730Ｘ－5.7530	Ｒ＝0.9960
	Ｄ社（7245）	Ｙ＝7.8049Ｘ－6.8049	Ｒ＝0.9942
		Ｙ＝8.0013Ｘ－7.0013	Ｒ＝0.9905
ＡＰ型	Ｊ社（6440）	Ｙ＝－0.4051Ｘ＋1.4051	Ｒ＝－0.9737
	Ａ社（6475）	Ｙ＝－0.1846Ｘ＋1.1846	Ｒ＝－0.9302

注）数値はいずれも各指標の12年間の平均値を分母にして正規化している。

（４－１）付加価値労働生産性は経営資本集約度・労働装備率と高い正の相関関係をもつ場合が多かったが、これに対し付加価値労働生産性は従業員数（Ｐ）ときわめて高い負の相関関係をもつことがある。つまり、付加価値労働生産性およびその対全産業指数が一見して順調に上昇傾向にある場合に、これが従業員数の減少にもとづいていることがある。この傾向は付加価値労働生産性＝付加価値／従業員数という定義式からも容易に推測される。

図Ⅱ－１）　経営諸指標の回帰直線のグラフ
Ｊ社（6440）

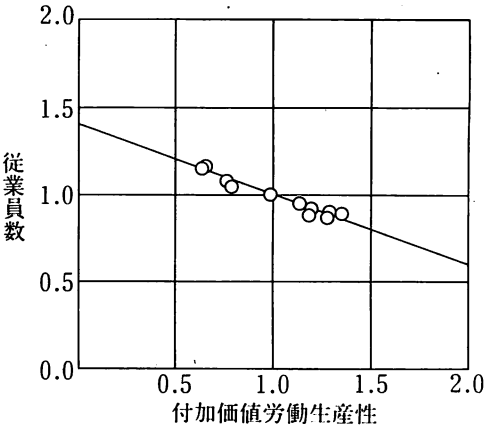

表Ｉ中のこの企業の例を参照されたい。図Ⅱ－１）にＪ社（6440）のＡＰの回帰直線を図示している。

とくに、付加価値労働生産性と付加価値率と付加価値経営資本生産性の３指標がともに上昇傾向にあるという一見して好業績の時に、それが従業員数の減少にもとづいているというこの場合があることもある。注意を要する。

従業員数が分母になる指標にはすべてこのことがおこる場合があり、したがって経営資本集約度・労働装備率の上昇についても従業員数の減少しているところがある。19指標の相関係数をとってみると、ＡＰ、A'Pの他に、ＤＰ，D'Ｐ，ＥＰ，Ｅ'Ｐが－0.9000前後の高い負の相関係数をもつ企業がある。表ⅡのＪ社の場合がこれである。この場合に、従業員数の減少が経営業績に最も大きな影響を与えていることになる。

表Ⅱ　個別企業経営指標の高い負の相関係数

Ｊ社（6440）	$\overline{A}$P	R＝－0.9774	N社（6751）	BD	R＝－0.9649
	AP	R＝－0.9737		BQ	R＝－0.9537
	KP	R＝－0.9561		BK	R＝－0.9524
	MP	R＝－0.9443		$\overline{A}$B	R＝－0.9479
	DP	R＝－0.9351		AB	R＝－0.9450
	QP	R＝－0.8611		BM	R＝－0.9359
	EP	R＝－0.8566		$\overline{B}$D	R＝－0.9341
	D'F	R＝－0.7904		BE	R＝－0.9200
	$\overline{A}$'P	R＝－0.7793		$\overline{B}$Q	R＝－0.9139
	D'$\overline{F}$	R＝－0.7340		$\overline{B}$K	R＝－0.9137

同様に、従業員数Ｐ以外の指標についても、その他の諸指標との負の相関関係が当該企業の業績に大きな影響を与えている場合がある。かなり多い例が付加価値率であり、付加価値率と他の付加価値生産性指標および絶対額指標の相関が－0.9000前後と高い数値をとっている企業がある。ＢＤ，ＢＥ，ＢＫ，ＢＱなどである。表ⅡのＮ社の場合がこれである。この場合には、付加価値率の増減が経営業績に最も大きな影響を与えているとみられる。

このうち、－ＢＤ型はすでに検討したＡＤ型と同じ傾向にあり、資本集約型と理解される。

しかし、絶対額Ｋ，Ｑなどとの負の相関係数も出ており、より多面的な検討を必要とするが、本稿ではこれ以上たち入る準備がない。

（４－２）次に、19指標の相関係数をとってみて明らかになったことであるが、一般に付加価値生産性人件費基準は売上高営業利益率・経営資本営業利益率と密接に関連しており、Ａ'Ｓ，Ａ'Ｔは0.9900以上ときわめて高い正の相関関係にある。さきの表Ｉの中のこの型の企業の例を参照されたい。この傾向は次のように説明することができる。

付加価値生産性人件費基準＝付加価値／人件費、Ａ'＝Ｍ／Ｒ、売上高営業利益率＝営業利益／売上高＝（付加価値－人件費）／売上高、Ｓ＝（Ｍ－Ｒ）／Ｋであるから、両者の間には次の関係がある。ｒを労働分配率とおくと、Ｓ＝（Ｍ－Ｒ）／Ｋ＝Ｍ（１－ｒ）／Ｋ。この式で、ｒを消去してＳ，Ｋ，Ｍ，A'だけの式にすると、Ｓ＝Ｍ／Ｋ（１－１／Ａ'）。Ｍ／Ｋは付加価値率Ｂであるから、Ｓ＝Ｂ（１－１／Ａ'）。

つまり、付加価値生産性人件費基準Ａ'と売上高営業利益率Ｓとは、理論的にも、付加価値率Ｂを定数とすると分数関数の関係にある。それゆえ、この分数関係の位置次第で高い正の相関係数をとることになり、回帰直線の勾配ａ、定数ｂとすると、ａが正で大きく、ｂが負の小さい値のときか、ａ，ｂがともに０に近い正の小さい値のときである。図Ⅱ－２）にＨ社（6203）のＡ'Ｔの回帰直線を示しており、確認されたい。

図Ⅱ－２）経営諸指標の回帰直線のグラフ
Ｈ社（6203）

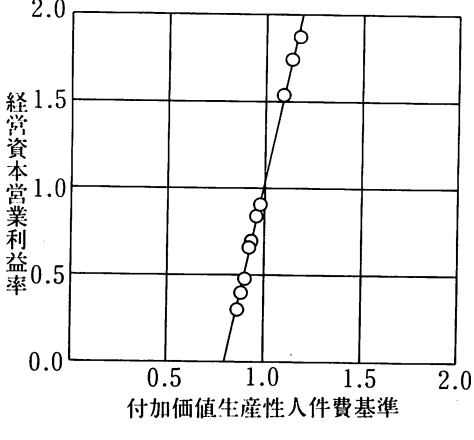

以上のようなＡ'Ｓの関係からすれば、むしろ説明を必要とするのは付加価値生産性人件費基準と売上高営業利益率との相関係数が0.7000以下と低い値をとる企業の方である。ここで詳説することはできないが、ＡＳ'の相関係数が低い点にはなんらかの特別な理由がある。さしあたり、上の分数関数の式から推論して、付加価値率Ｂ・付加価値額Ｍ・売上高Ｋが特別な変化をしているとみられる。

付加価値生産性人件費基準と経営資本営業利益率についても同様の関係を言うことができる。両者の間にはＴ＝Ｆ（１－１／Ａ'）、の関係がある。

また、付加価値生産性人件費基準の他に、付加価値経営資本生産性Ｆと売上高営業利益率Ｓ，経営資本営業利益率Ｔとの間にも高い正の相関関係がみられることが多い。ここでは、紙数の都合上例示して詳説することはできないが、指摘しておく。

この場合にＦとＳとの間にはＳ＝Ｆ／Ｇ（１－１／Ａ'）、ＦとＴとの間にはＴ＝Ｆ（１－１／Ａ'）という関係式が得られる。つまり、付加価値経営資本生産性と売上高利益率・経営資本利益率とは比例関係にある。

このことの経営構造的な意味は重要である。というのは、企業の経営努力の目標は利益額または利益率にあって、付加価値額または付加価値生産性にあるのではないという想定がしばしば指摘されているが[7]、Ａ'Ｓ，Ａ'Ｔの高い正の相関係数は付加価値生産性人件費基準と売上高営業利益率・経営資本営業利益率が照応しており、両者を分離して、いずれが経営努力の目標であるかを特定することは無意味であるからである。

注

1）次の方式で計算している。純付加価値＝純売上高－〔（原材料費＋支払経費＋減価償却費）＋期首棚卸高－期末棚卸高±付加価値調整額〕

2）「経営分析指標処理システム」はパソコン用に作成され、必要に応じて個別企業ごとに付加価値に関連する諸指標の指数計算と相関関係計算を処理するシステムである。企業コードは「証券コード」を利用しており、本稿でもこれによっている。このシステムは大阪府立大学計算センター・米谷忠徳助教授に依頼して作成したものであり、同氏のご協力に謝意を表したい。このシステムは現在私の手元で試用中であるが、興味のある方は、ご連絡下されば試用に提供する。

3）関西生産性本部『経営分析指標―わが国企業の付加価値分析―』の1976～87年の各年版の原資料により12年間のデーターファイルを作成し、「経営分析処理システム」により計算するという手続きをとっている。

4）経営資本は次のように定義される。経営資本＝貸借対照表の資産合計－建設仮勘定－投資その他の資産合計－繰越資産合計の各期首・期末平均。なお、資産額・従業員数は期首・期末の平均値をとっている。

5）拙稿「経営環境を考慮に入れた付加価値生産性諸指標」（大阪府立大学『社会問題研究』39巻１号、1989年４月）を参照されたい。

6）上に計算した基本指数すなわち各個別企業の付加価値生産性諸指標を全産業平均値（または製造業平均値）で割った諸指数A_1 B_1 C_1 D_1 E_1 F_1 G_1などについて相関関係をみると、それらはきわめて興味ある傾向を示している。別途研究すべき課題としておく。

7）拙稿「ＦＡの発展原理について」（『産業経理』ＶＯＬ．49　№１，1989)、「付加価値概念の歴史的性格」（『大阪府立大学紀要』38巻、1990年３月）がこの論点について若干の検討を加え、私見を述べている。

オーストラリア会計制度と付加価値計算書

金　井　　正

Ⅰ　はじめに

付加価値計算書は、イギリスだけにとどまらず、ヨーロッパ諸国、アメリカ、そして、オーストラリアでも開示されてきた。1982年の5月号の *The Australian Accountant* 誌上の論文[1]によれば、David Syme & Co. Ltd., Humes Ltd., Monier Ltd. などの18社がアニュアル・レポートにおいて付加価値計算書を提示している、と指摘している。

オーストラリアでは、会社法[2]の附則である会社法規則[3]に付加価値計算書の表明の規定を設けることが良いのではないか、との提案が全豪会社証券委員会（National Companies Securities Commission, 略称ＮＣＳＣ）から出され、1982年4月に各界に意見が求められた[4]。しかし、結果として、付加価値計算書の表明は現行の会社法規則には盛り込まれていない。

本稿では、まず、オーストラリアの会計制度を辿る中で、ＮＣＳＣの役割を明らかにして、次に、ＮＣＳＣの提案した付加価値計算書の表明についての提案とそれに対する意見を紹介し、最後に、オーストラリアにおける付加価値計算書の表明の今後を展望することにする。

Ⅱ　オーストラリア会計制度

付加価値計算書の表明を提案した全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）は、各州と連邦政府が会社と証券についての統一的な法律を作成するために、設立された委員会である。このＮＣＳＣの付加価値計算書の表明の提案に言及する前に、オーストラリア会計制度について一瞥しておこう。

(1)　会社法統一化の動き[5]

オーストラリアでは、1960年代の統一会社法（Uniform Companies Act）の導入まで、各州がそれぞれの会社法を形成していた。1950年代後半に、6つの州とオーストラリア首都特別地域（Australian Capital Territory, 略称ＡＣＴ）の法務長官が統一的法律を作成することに同意して、1961から62年にかけて統一会社法と呼ばれるものを制定したのであった。しかし、この統一会社法は、各州がそれぞれに各管轄区域において制定されていた法律を統一化したものであるから、いくつかの条項において用語が各州で異なっていたので、さらに体系的な会社法が必要とされた。

多様な州の諸要求を受入れることのできる、さらに洗練された統一化を推進するために、

ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州、クィーンズランド州の各州が、1974年に、州際企業行政委員会（Interstate Corporate Affairs Commission）を発足させた（1975年には西オーストラリア州も参加）。が、しかし、その統一化の推進は、かなり面倒な事であることがわかった。そこで、会社と証券について全豪的な統制をするための共同計画（co-operative scheme）が、連邦政府から1976年7月に告知された。各州と連邦の法務長官は、1978年3月に、連邦政府の提案を受け入れた。そして、公式的には、1978年12月22日に共同計画の協定（agreement）が承認されたのであった。この協定によって、各州は、連邦の会社と証券の法律を、州法典として自動的に採用することになったのである。

連邦政府と6つの州との間の協定は、公式協定[6]（Formal Agreement）として広く知られている。この協定によって設立されたのが、会社と証券のための閣僚理事会（Ministerial Council for Companies and Securities）であり、全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）の２つの機関である。さらに、会社と証券の統一した法律作成の共同計画の下に、その後、オーストラリアの会計基準審議会（Accounting Standards Review Board, 略称ＡＳＲＢ）が設立されたのである。

①閣僚理事会

閣僚理事会は、公式協定の第7編（PART Ⅶ－ESTABLISHMENT OF MINISTERIAL COUNCIL）に拠って共同計画の目的のために設立された。その構成は、連邦法務長官および各州の法務長官（1986年7月1日より北部準州の法務長官を含む)からなっている。閣僚理事会は、法律（legislation）と規則（regulation）の内容を、連邦議会へ提出する前に、検討し決定する。

② 全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）

ＮＣＳＣは、1979年12月4日に連邦議会で議決され、1980年2月1日に布告されて、設立された委員会である。ＮＣＳＣは、共同計画の主要な行政機関（administrative agency）であり、各州の企業行政委員会（Corporative Affairs Commission, 略称ＣＡＣ）をつうじて、立法の職務を遂行する責任を持つ[7]。ＮＣＳＣは、新しい法律あるいは既存の法律の改正について、閣僚理事会に対して勧告をする権限をもっている[8]。なお、法律の改正案の作成については、1983年に設立された会社証券改正委員会（Companies and Securities Law Reform Committee, 略称ＣＳＬＲＣ）に委ねられており、閣僚理事会から権限が委譲されている。

③ 「1981年会社法」

1960年から1961年にかけて各州において制定された統一会社法（Uniform Companies Legislation）にかわるものとして、1981年6月18日に連邦議会によって、いわゆる「1981年会社法（Companies Act 1981）」が承認され、1982年7月1日より施行されることになった。

この「1981年会社法」は、オーストラリア首都特別地域（ＡＣＴ）の条項であるが、1978年

の協定により、各州もこの法律を自動的に州法典として採用することになっている（北部準州は1986年７月１日より）。

④　ＡＳＲＢ

会計基準審議会（Accounting Standards Review Board）は、1983年に閣僚理事会によって設立された団体である。「1981年会社法」の第６編会計と監査（PARTⅥ－ACCOUNTS AND AUDIT）における第266条（Section 266）で、「ここでいう審議会とはＡＳＲＢを意味している」と定義しているところから、ＡＳＲＢは法律によって設立されたものではないが会社法に属する審議会であると言える。

ＡＳＲＢは、会社と証券のための閣僚理事会の決議によって設立されたものであるから、閣僚理事会が望んでいる限り、恐らく存在するであろう[9]。

(2)　会計規則

オーストラリアの企業の財務報告は、オーストラリア証券取引所連合（Australian Associated Stock Exchanges)によって公表されたルールにもまたしたがっている上場会社を含めて、制定法上の諸条件と会計職業人が提唱した諸基準によって、長い間規制されてきた[10]。

まず、会計職業人による会計基準設定過程についてみよう[11]。

①　会計職業人による会計基準

周知のように、オーストラリアには、二つの主要な会計団体―オーストラリア勅許会計士協会（Institute of Charterd Accountants in Australia, 略称ＩＣＡＡ）およびオーストラリア会計士会（Australian Society of Accountants, 略称ＡＳＡ）―がある。

オーストラリア勅許会計士協会は、1946年に「会計諸原則に関する勧告書（Recommendations on Accounting Principles）」を初めて出版した。その内容は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accoutants in England and Wales）による同類のタイトルの事実上のコピーであった。このタイトルは、1965年に、「会計諸原則に関するステートメント、および、会計実務に関する勧告書（Statements on Accounting Principles and Recommendations on Accounting Practice)」（後には、「会計実務に関するステートメント（Statements on Accounting Practice)」と略称された）と変えられた。1971年には、ステートメントK1「協会の専門的ステートメントの調和（Conformity with Institute Technical Statements）」を出版し、報告実務をモニターすることによって、そのステートメントに従うように促進した。1972年に、オーストラリア勅許会計士協会（ＩＣＡＡ）は、オーストラリア会計士会（ＡＳＡ）と共同して会計ルールを決定する計画において、最初は、ＩＣＡＡのステートメントをＡＳＡが支持することによって、そして、後には合同してルールを作り出すことによって、ＡＳＡと合体された。1973年には、ＡＳＡの全てのメンバーがその会計ルールに従うように求められたのである。

他方、1965年5月には、ＩＣＡＡとＡＳＡの二つの全国理事会は、会計と監査の諸原則の基礎的かつ応用的研究を行う組織づくりの企画を承認した。そして、1966年11月に、ＩＣＡＡとＡＳＡの合同の資金提共によるオーストラリア会計研究調査財団（Australian Accounting Reserch Foundation, 略称ＡＡＲＦ）が設立されたのである[12)]。

この研究調査財団は、現在、ルールの草案作成団体として運営されており、「会計基準」「公共セクターの会計基準」「監査基準」をそれぞれ扱う三つの審議会（公共セクターの審議会は1984年に設立）がある。ＩＣＡＡとＡＳＡは、これらの審議会のメンバーすべてを任命している。提案される「基準」は公開に先だって、ＩＣＡＡとＡＳＡの両方の理事会によって承認されなければならない。

オーストラリア会計研究調査財団（ＡＡＲＦ）は、その後、1973年12月に最初のオーストラリア会計基準（Australian Accounting Standard, 略称ＡＳＡ）を発行し、1987年現在では21の会計基準が発行されている。これらの会計基準は、会計職業人の実務書（A professional statement）であるＡＰＳ１「会計基準書の遵守（Conformity with Accounting Standards)」によって、ＩＣＡＡとＡＳＡのすべてのメンバーが支持するように要請されている。しかし、法律では、これらの基準に従うことを要求してはいない。

ニュー・サウス・ウエールズ州の企業行政委員会（ＣＡＣ）によれば、1978年から1982年に亘って8,699社の財務諸表を検討したところ、3,523社（41％）が会計基準に従っていないという調査結果を得たという。この結果に接して、会計職業人の基準は自動的に「制定法上の保証」を受けるべきであると、会計職業人により議論された。また、制定法上の保証が手に入れられるならば、その時に、ＡＡＲＦの構成員はＡＡＲＦをさらに象徴的団体とするために拡大させるかもしれない、と示唆された。会計基準を「会計職業人が統制することを保護する」ために逆提案が企画されている、とＡＳＡの会長は、後で公然と説明した。この提案についての公開討論の結果がＡＳＲＢの設立である、といわれている[13)]。

すなわち、会計職業人の立場から、会計職業人の調査研究による会計基準に法律的裏付けを得ることを暗に目的として、「1981年会社法」にかからわして、ＡＳＲＢの設立が意図されたのである。もちろん、このような意図に反対する意見があった。もしも、会計職業人の提案が認められるならば、会計職業人の地位や利益は、彼等による報告や責任に対して何等の要件もなく、制定法上の保護が結果として与えられることになる、という意見であった。

1980年5月23日に閣僚理事会はＡＳＲＢの役割と機能についてＮＣＳＣによって考察すべきである、と決議した。最初は、ＮＣＳＣは、ＡＳＲＢの役割と機能について、会計士団体によって形成された会計基準を審議すること、および、意見が合致した場合にはＮＣＳＣによって支持勧告を行なうこと、などが発表された（ＮＣＳＣ，Release 401）。後には、閣僚理事会の要求から先の見解を修正して、オーストラリア会計士団体以外の組織によって展開された会計基準を承認する可能性をもたらせたのである（ＮＣＳＣ，Release 405）[14)]。

このようにみると、オーストラリアでは、ＮＣＳＣの役割は会計基準の開発の中で、大きいものがあるといえる。

つぎに、制定法上の会計規制として「1981年会社法」についてみることにしよう。

② 制定上の会計規制

「1981年社会法」では、アニュアル・レポートを報告することを義務付けており、会社法のなかで、財務諸表に含めるべき詳細事項について記述している。「1981年会社法」は、さらに、会計書類について「真実かつ公正なる概観」の定義は、法律ではなされておらず、会計基準に委ねられているのである。

実際に、会社法で、会社は、決算後５ケ月以内に年次総会を開催しなければならず（Company Act, Section 240(1)）、取締役は、その年次総会14日前までに、真実かつ公正なる概観を呈する損益計算書と貸借対照表を作成しなければならない（Company Act, Section 269 (1) (2)）と規定している。さらに、取締役は、会計書類の監査を受けなければならず（Company Act, Section 269(4)）、会社は、年次総会14日前までに、総会通知書を受けとるべきすべての人々にすべての会計書類の写しを送付しなければならない（Company Act, Section 274 (1)）。ここにいう会計書類とは、損益計算書と貸借対照表、および、それらのステートメント・レポート・注記である（Company Act, Section 266(1)）。

これらの会計書類は、規則として定められた要件にしたがって作成されなければならず、それらの規則として定められた要件にしたがって作成された会計書類が真実かつ公正になる概観を他の点で呈しない場合には、取締役は真実かつ公正なる概観を呈するよう情報や説明を加えなければならない（Company Act, Section 269(8)）。この条文でいうところの「規則として定められた要件」は、会社法規則（Companies Regulation）のスケジュール７に列挙されている（Companies Regulation, Section 57(1)）。

このスケジュール７は、損益計算書と貸借対照表の基本様式、損益計算書と貸借対照表の注記、会計書類に含まれるべきその他の注記、などについて規定している。

1983年には、会社法269条に（８Ａ）が挿入され、取締役は認められた会計基準（approved accounting standard）に合致した会計書類を作成しなければならない、と規定された。この「認められた会計基準」とは、閣僚理事会によって設立されたＡＳＲＢが認めた会計基準のことであり（Company Act, Section 266(1)）、ＡＳＲＢが官報で公表したものである（Company Act, Section 266Ｂ(1)）。また、閣僚理事会はＡＳＲＢによって認められた会計基準を却下することも認められている（Company Act, Section 266Ｂ(3)）。

このように、制定法上の会計規則は、会社法およびその規則のスケジュール７、そして、「認められた会計基準」であるということができるであろう。

このスケジュール７の改正案についてＮＣＳＣから関係諸団体に意見が求められたのである。その中の一部で、付加価値計算計算書の表明について触れていたのである。その内容は短いも

のではあるが、上述した会計制度からすれば、オーストラリアの付加価値計算書の現状を検討するには重要な資料であると思われる。

Ⅲ 付加価値計算書の表明の提案と意見

(1) 提 案

全豪証券委員会（ＮＣＳＣ）は、「会社法典の財務報告書の要件」（ＮＣＳＣ, *Financial Reporting Requirements of the Companies Act and Codes,* Australian Government Publishing Service, 1983）という標題のグリーン・ペーパーと呼ばれている報告書の中で、付加価値計算書の表明を会社に義務付けるかどうかを、より一層の考察を要する変更のうちの一つとして取り上げた。

このグリーン・ペーパーでいう付加価値は、「…簡単に言えば、売上高（または、総収益）から購入した原材料およびサービス総額を差し引いたもの」（*ibid.*,p.84）と定義し、その値は、減価償却や税金をどのように取り扱うかによって異なってくる、としている。

そして、付加価値計算書を表明するメリットとして、「…特に、従業員、一般社会、そして、『不熟練（unskilled）』投資家に対して、その組織の業績を報告する際に、伝統的な損益計算書よりも、はるかに効果的である、という見解がある。この種の情報の提供は、組織の業績に関心を持つ幅広い種々のユーザー・グループへの情報目的とも矛盾しないであろう」とするオーストラリア経営者協会（Australian Institute of Management）の1981年の「アニュアル・レポート賞」の審査員の報告を引用している（*ibid.*）。

このオーストラリア経営者協会による付加価値計算書の支持表明は、付加価値計算書が取り分け従業員、一般社会、「不熟練」投資家すなわち一般投資家などの、言わば、財務諸表についての知識の乏しい人々にとって損益計算書よりも有効であるとしているのである。つまり，付加価値計算書は、財務アナリストなどの専門家に対してよりも、一般の人々に対して積極的に開示することを目的としていえるのであろう。オーストラリアの上場会社の多くが、付加価値計算書を表明しているのも一般投資家のためである、とグリーン・ペーパーで指摘している（*ibid.*, p.85）。

周知のように、1975年に、イギリスの会計基準（運営）委員会（Accounting Standards (Steering) Committee, 略称ＡＳＳＣ）が公表したコーポレート・レポートでは、付加価値計算書を開示すべきであるとする理由として、つぎのように述べていた。

「資本・経営者・従業員による集団的努力を企業全体から洞察する最も簡単で早い方法は、付加価値（すなわち、売上高マイナス購入原材料・サービス）計算書を提示することである。付加価値は、報告する企業が、それ自身とその従業員の努力によって創造することができた富（WEALTH）である。付加価値計算書は、付加価値がその創造に貢献した人々にいかに支

払われたかを示す。それは、損益計算書を有効に練ることによって得られるし、早晩、業績を記述するより望ましい方法と認められるようになるであろう。…利益（PROFIT）は、いかなる市場経済でも本質的な部分であるし、故に、それらの積極的かつ創造的な機能は、明白に認識されるべきである、ということを我々は認めている。しかし、利益は付加価値の一部にすぎない。付加価値から、資金・配当・利子・税金・新しい投資の資金、が得られなければならない。それらの相互依存関係は、付加価値計算書によって明らかにされる。[15]」

全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）のグリーン・ペーパーでは、このコーポレート・レポートから、付加価値計算書は資本・経営者・従業員による集団的努力を示すことができること、および、付加価値計算書は損益計算書を加工することによって得られること、の二点の部分を引用している（*ibid.*）。

さらに、付加価値計算書の表明によって得られる利点として、財務分析に役立つ諸比率（たとえば、売上／付加価値、年間投資／付加価値、付加価値／給料支払総額、など）がそこから引き出せることを述べている（*ibid.*）。これらの比率によって会社の健康診断や予測ができるというわけである。

そして、ＮＣＳＣのグリーン・ペーパーは、付加価値計算書が「社会報告（social reporting）」の側面から学んでいることを認めているものの、財務分析以外の付加価値計算書の利点には目を向けていない。それは、社会報告に関連した要求を導入すれば、法律上、根本的変更を余儀無くさせることになる可能性があるからである。そのために、グリーン・ペーパーでは、付加価値計算書を財務分析に利用することに限定している。

他方、小さな会社では、主要株主は、労働と資本の両方を提供するであろうし、自らの報酬を幾らかにするかということに影響力を持っていることから、付加価値計算書の表明は必要ないとしている（*ibid.*）。グリーン・ペーパーで付加価値計算書の表明を提案しているのは、上場会社などの大企業についてである。

全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）は、付加価値計算書の表明について上記の提案をしたのである。

(2) 意　見

付加価値計算書の表明の提案に関して、いくつかの意見がＮＣＳＣに寄せられた。そのいくつかを要約して示すことにする[16]。

＜Ａ＞　或るグループ（Group of 100と呼んでいる）は、つぎの理由から、付加価値計算書の表明が一般社会や不熟練の投資家に企業の業績を報告する際に効果的であろう、とする提案に反対し、付加価値に関しての表明要求をスケジュール７に取り入れるべきでないとしている。その理由は多くの比率を計算する財務アナリストにとっては関心があるであろうが、その付加価値を使った比率の解釈は、伝統的財務諸表から計算された比率の解釈よりも、さらに難

しいから、一般の人々にとっては利用しきれないであろう、ということである。そのうえ、会社間では、減価償却や税金の処理が異なっていたりするので、付加価値指標に違いが生ずる、というのである。

＜B＞　或る意見では、この時期に、付加価値計算書を表明することを会社に要求するのは適切でない、としている。ＮＣＳＣがいうように、付加価値計算書は社会報告の側面もあり、企業組織の業績を報告する際に効果的なものであり、財務報告の要求の問題として考慮に値するものであるに違いない。が、しかし、付加価値計算書を導入したとしても、会社の公表する財務諸表に盛られた情報をさらに理解し易くすることに必ずしも役立つものではない、と主張する。同じ企業実体について異なる情報を提供するのであるから、財務報告の読者に不明確さ、あるいは不明瞭さを抱かせることになるであろう、というのである。上場企業などが、自らの成果の解釈に役立つと思う付加価値計算書を提供するように促進することは適切であるが、この促進をスケジュール７で取り決めることには賛成していない。投資家集団の中で付加価値計算書を理解する経験を積み重ねれば、その報告要求を導入すべきかどうかの議論が高まってくるであろう、ということなのである。

＜C＞　他の意見では、付加価値の測定問題に触れている。付加価値計算書は損益計算書の会計情報の再整理の作業をともなうので、付加価値そのものが、歴史的原価主義にもとづいて算定される利益にあてはまる短所から影響を受ける。また、付加価値計算書の作成の際には、減価償却を相殺すべきではないが、オーストラリアの現在の会計実務では粗付加価値が採用されている。付加価値計算書の作成のためにガイドラインが、会計職業人によって収集されていることは重大であるとし、このグループでは、付加価値計算書の作成に関する認められた会計基準を作成することを条件として、上場会社などに純付加価値を採用する付加価値計算書を作成するように勧告している。

＜D＞　オーストラリア商業銀行協会（Australian Merchant Bankers Association）は、付加価値計算書は単純で容易に理解される情報手段として有益であるが、会計から得られた情報を単に言い直したものにすぎないとして、付加価値計算書に、積極的には期待をよせていない。こうした観点から、付加価値計算書の表明要求をスケジュール７で規定して、各企業に強制するよりもむしろ、その表明は各企業の自主的判断に任せるべきであると結論している。また、「付加価値」そのものの用語についても、製造企業以外の会社に適切であるかどうかの疑問を呈している。

以上のごとく、ＮＣＳＣの提案にたいして、各界からの意見が寄せられたのである。

これらのＮＣＳＣの提案とそれに対する意見に関連して、若干の私見を述べておこう。

付加価値は、個別企業がどれだけ社会に対して価値物を産出したのかということと同時に、その価値物の分配状況を示す指標となっている。社会的にみれば、付加価値は、新たに国民経

済に対して創出した価値であって、国民経済の再生産にとって不可決なものであり、また分配の原資となるものであるから、その指標は、社会と個別企業を結ぶ連結環である。このような点から付加価値をとらえれば、その付加価値計算書は、社会関連情報の一つである。ところが、ここでの議論は、伝統的な計算の枠組みで付加価値計算書を作成する提案であったから、社会的観点を重視するものにはならなかったのではなかろうかとおもわれる。

大胆に推量すれば、ここでは、財務諸表作成者の立場から付加価値計算書が取り上げられたのであり、「付加価値計算書は、付加価値がその創造に貢献した人々にいかに支払われたかを示す。…」とか「付加価値計算書は資本・経営者・従業員による集団的努力を示すことができる…」という点も企業家の立場から考察されているにすぎないのであろう。付加価値計算書の表明・開示の要求は、オーストラリアにおいて、一般投資家や従業員などの間から積極的になされているとはおもわれない。また、すでに見たごとく、専門職である財務アナリストでさえ積極的に要求しているわけではない。イギリスなどの海外の影響を受けて、付加価値計算書の表明を全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）が取り上げたものの、利害関係者集団の総意とはならなかった、というのが現状であろう。

Ⅳ　展　開

既述のように、全豪会社証券委員会（ＮＣＳＣ）は、付加価値計算書の表明を、とりわけ、従業員、一般大衆、一般投資家、のために提案していた。それに対して、付加価値を使った比率計算に関連していえば、専門家である財務アナリストならまだしも、一般の人々にはその利用な困難であろう、というものであった。たしかに、従業員や一般の人々も企業の社会的貢献の度合いに興味を持つであろうが、財務分析や付加価値について知識の乏しい人々には、富の創出と配分について詳細に報告されても、その解釈に限界がみられるかもしれない。もしも、付加価値計算書の表明を、一般の人々に対して容易に現解できるように示すことを目的とするならば、オーストラリアのビール会社としても著名なBOND CORPORATION LIMITEDの1988年のマニュアル・レポートで表明されている付加価値計算書は、最適な例であろう（図参照）。

しかし、さらに問題なのは、付加価値が減価償却などの処理の相違によって異なり、比較可能性を妨げることであり、また、付加価値計算書が、損益計算書を単に再整理することによって得られるとすることである。

まずは、減価償却などの取り扱い方法を含めた付加価値計算書の作成の統一的会計基準が必要とされるであろう。会社法においては、認められた会計基準を会計基準審議会（ＡＳＲＢ）が公表するよう規定している。また、ＡＳＲＢは、会計職業人、ＮＣＳＣ、その他の諸団体による会計基準を審議することになっているのであるから、付加価値計算書の表明について、ここで大いに議論されるべきである。その結果、付加価値計算書の表明の要求が、一般投資家・

VALUE ADDED STATEMENT

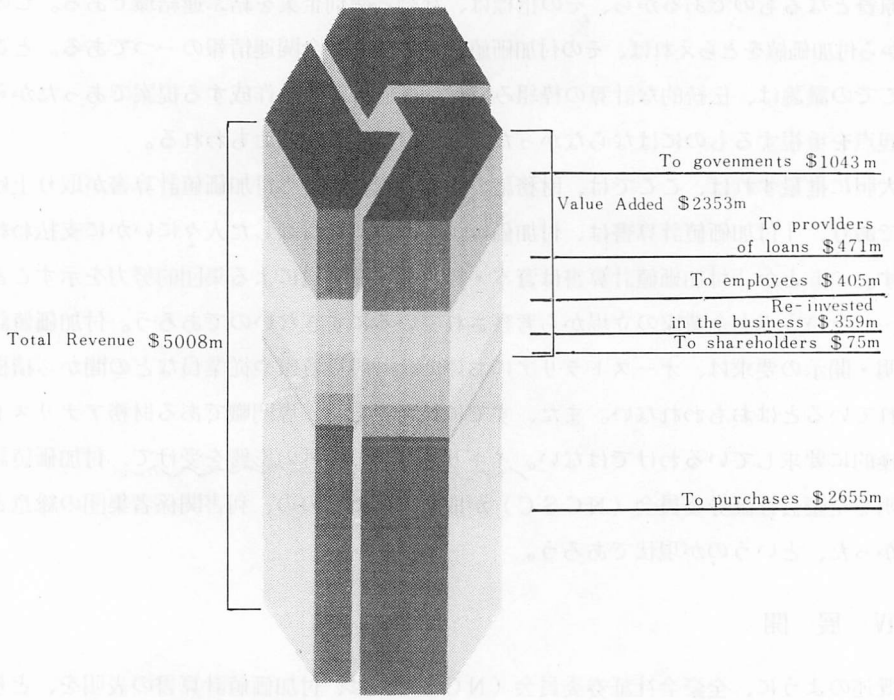

The value added statement is concerned with illustrating the economic performance of the Group taken as a whole, in contrast with the profit and loss account which is concerned with the portion of value added attributable to shareholders

従業員などの利害者集団に喚起されることが期待されるのである。

その場合、付加価値計算書の第一の機能が、富の創出と配分に関する報告であるとするならば、その測定が問題となるであろう。付加価値計算書が、「伝統的な損益計算書の表面上の整理以上なにものでもないとするならば、一般的信頼は決して確立されないであろう[17]」という警告にも目を向けなければならない。たとえば、従業員の関心事が生活水準の変化であるとするなら、現在購買力の表示が要求されるであろう。インフレーションや技術革新の調整を考慮にいれなければ、富としての付加価値の算出に有益でないかもしれない。しかし、その調整の同意を得るための議論は、なかなか困難なことでもあろう。

今後の課題として、旧くて新しい問題ではあるが、個別企業の計算構造に新たに国民経済に対して創出した価値としての付加価値計算を社会関連情報の一つとしていかに取り組んでいけば良いのか、ということがあげられるであろう。

注

1）G. J. Harris, ‘ *Value Added Statement,*’ *The Australian Accountant,* May 1982. pp. 261-264. 他に、AFL Holdings Ltd., Aldus Ltd., Australian Pulp and paper Mills Ltd., Brick and Pipe Industries Ltd., Bonds Coats Patons Ltd., Bougainville Ltd., Cadbury Schweppes Australia Ltd., CRA Ltd., Farley and Lewers Ltd., George Weston Foods Ltd., ICI Australia Ltd., Jhon Fairfax Ltd., The Myer Emporium Ltd., Trans port Development Ltd., Webster Ltd., があげられている。

筆者（金井）は、Center for International Financial Analysis and Reserch（USA）, *International Annual Reports Collection, 1988.* によって、1987年のアニュアル・レポートで、Bond Corporation Holdings Limited., David Syme & Co. Ltd., Humes Ltd., Monier Ltd., CAR Ltd., の各社が付加価値計算書を表明しているが、上記の下線の二社は表明していないことを確認した。

2）オーストラリア首都特別地域（Australian Capital Territory, 略称ＡＣＴ）では、“Campanies Act 1981”、その他の州では、“Companies（州名）Code”、たとえば、ニュー・サウス・ウェールズ州では、“Companies（New South Wales）Code”と呼んでいる。

3）ＡＣＴでは、“Companies Regulation”、その他の州では“Companies（州名）Regulation”、たとえば、ヴィクトリア州では “Companies（Victoria）Regulation”と呼んでいる。

4）National Companiss and Securties Commission, *Financial Reporting Requirments of the Companies Act and Codes,* Australian Government Publishing Servise, 1981. この報告書は、ＮＣＳＣが会社法規則のスケジュール７（Schedule７）について討議したものである。その内容は多岐に渡っている。(1)スケジュール７の修正案に取り入れる変更案、(2)一層の考察を要する変更案、の二つに大別して示しており、付加価値計算書の表明要求については後者の(2)の部で取り上げられている。意見を求めた各界とは、Australian Accounting Reserch Foundation, Australian Society of Accountants, The Institute of Chartered Accountants in Australia, Australian Associated Stock Exchanges, Australian Institute of Management（Victoria）, Australian Shareholders' Association, The Institute of Chartered Secretaries and Administrators, The Law Society of Western Australia, Life Insurance Federation of Australia, Australian Merchant Bankers Association, Groupe of 100（Southern Division）の諸団体、G. J. Coles & Coy. Limited, MAI Limited Ord Minnett の諸会社、Coopers& Lybrand, Ernst & Whinney, Hungerford Hancock & Offner, Price Waterhouse の会計士諸事務所、そして、６人の大学人である（*ibid.*, p. 163）。

5）C. C. H., *Law of Companies in Australia*（２nd Edition）, December 1986, pp. 12-19参照。

6）C. C. H., *Australian National Companies and Securities Legislation* Volume 2, January 1989, pp. 84,601-84,684.

7）R.G.Walker, ‘Australia's ASRB. A Case Study of Political Activity and Regulatory “Capture”,’ *Accounting and Business Research* Vol. 17, No.67, pp.267-286, 1987.

8）C. C. H., *op. cit.*, p.84,064, National Companies and Securities Commission Act 1979, PART Ⅱ－ESTABLISHMENT, FUNCTIONS AND POWERS OF COMMISSION, SECTION 6 (3).

9）R. G. Walker, op. cit., p.270.

10）ibid., p.269.

11) 会計職業人による会計基準設定の記述は、上記の Walker 教授の論文、および、Stephen A. Zeff, *Forging Accounting Principles in Australia,* Australian Society of Accountants, 1973によっている。

12) *ibid.*, p. 43－45.

13) R. G. Walker, op. cit., p.270.

14) ibid., p.271.

15) Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report* (London ; ASSC, 1975) p. 49.

16) 付加価値計算書の表明の提案に対する各界からのコメントは、ＮＣＳＣのコンサルタントであったニューサウスウェールズ大学のWalker教授の所有する資料に負うている。

17) Rutherford BA, 'Value Added as a Focus of Attention for Financial Reporting : Some Conceptual Problems', *Accounting and Business Research,* Summer 1977, p.220.

地方公営企業と付加価値会計

水　野　一　郎

I　はじめに

広義の会計の研究領域としてはマクロ会計とミクロ会計が存在する。前者は、国民経済計算などのことで社会会計（social accounting）とも呼ばれる領域であり、後者は、企業や官庁、その他諸団体が経済主体となって実施されている会計である。そのミクロ会計は、さらに経済主体の目的の相違によって営利企業（business organizations,business enterprise）の会計と非営利組織（nonprofit organizations,nonbusiness organizations,not-for-profit organizations）の会計に区分される。このうち営利企業の会計とくに株式会社形態をとる大規模企業の会計に、多くの会計研究者や会計士の調査・研究活動が集中されてきたことは周知のことである。

しかしながら近年、非営利組織の活動の社会的重要性が増大するにつれて、非営利組織の会計についても会計研究者や会計士のなかで深い関心が寄せられてきている。とりわけ財務会計基準審議会（FASB）から委嘱を受けたアンソニー（Anthony,R.N.）の調査研究[1)]、FASBの財務会計概念ステートメント第４号「非営利組織の財務報告の目的」の公表[2)]、公会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board:GASB）の設置と概念ステートメント第１号「財務報告の目的」の公表[3)]は、非営利組織の会計に関する研究や論議を一段と活発化させている。

本稿は、こうした非営利組織の会計に関する研究動向や成果を意識しつつ、非営利組織に属するわが国の地方公営企業の会計を取り上げようとするものである。全国の地方公共団体が経営する地方公営企業は、水道、下水道、交通、病院、観光、宅地造成等幅広い分野において年々拡充し、昭和62年度末では事業数8,177、職員数370千人、決算規模14兆となっており[4)]、地域経済と住民福祉に重要な役割を果たしてきている。このような地域社会に密接な関係を持つ地方公営企業についての研究は、公企業や公益事業研究者による研究[5)]がありながらも、その会計についての研究蓄積は必ずしも多くはない。とくに地方公営企業会計についてはこれまで借入資本金や組入資本金（造成資本金）、工事負担金や助成金などの資本会計の問題が主として論じられてきたが、料金問題や予算管理等その他にも解明すべき多くの課題が存在するように思われる。これらについては今後少しずつ議論していくつもりである。

これまで筆者は、今日の資本主義社会の典型的な企業体である株式会社形態をとる大規模な営利企業を研究対象としながら、そうした現代企業の社会性の進展に注目し、現代企業会計の一つの発展方向として付加価値会計を展望してきた[6]。ところでこの付加価値会計は、公共的、社会的性格が本来的でより一層強い公企業すなわち国有企業や地方公営企業などにも導入可能であり、さらに企業社会会計や社会関連会計と呼ばれる領域で開発されてきた手法を利用することによって、そうした公企業にふさわしい会計が構築できるように思われる。そのため本稿では地方公営企業の意義と特質に適合した地方公営企業会計の可能性を探求するものとして、とりあえず地方公営企業の意義と現況を整理し、その会計の基本的な課題と役割について考察し、最後に地方公営企業の代表的な事業として水道事業を例にとって試論的に付加価値指標を算定し、生産性分析をおこなうことにしたい。

Ⅱ　地方公営企業の意義と現況

(1)　地方公営企業の意義と特質

地方公営企業とは、一般的には、公企業の一種であって、地方公共団体が所有及び経営の主体となっている企業であると定義することができるであろう。そのため地方公営企業の意義と特質を解明するためには、公企業についての考察が不可欠となる。ここでは公企業について本格的に議論をする余裕はないので、とりあえず公企業の基本的な性格を必要な限り明らかにしておきたい。

公企業の概念やその定義については古くから論じられてきているが、そこでは「公企業とは国家・地方自治団体の如き公共機関によって所有せられる企業をいう」[7]というように所有関係が重視されて概念規定されることが一般的であった。これに対してもう少し公企業を具体的に定義づけたのが植草益教授の「公企業とは、政府（中央政府ないし地方政府）によって所有されて公的規制を受けつつ、一定水準の価格を課して財貨・サービスを提供し、独立採算を経営原則として営業される事業体である」[8]という定義である。この定義は、公企業を考える場合により基本的で本質的な所有関係をベースにしたうえで公企業の重要な特質を規定したものといえる。そのため本稿ではこの定義にしたがって公企業を理解しておきたい。なおここで混同されやすい類似概念として公企業と公益企業との相違についてふれておきたい。すでにみたように公企業は私企業に対置されるもので「事業の所有形態（ownership）上の概念」であるのに対して、公益企業は電気・ガス・水道・鉄道・郵便などのような生活必需用益を独占的に、不断に供給する設備産業を意味するもので事業の「業種概念」に属するものなのである[9]。

公企業の設立の目的や存在理由を近代経済学では一般に「市場の失敗ないし不完全」の調整・補完に求めることが多いが、小宮隆太郎教授のつぎのような指摘は、公企業の特質を理解するうえで重要である。「公企業の存在理由は、単に市場の失敗というだけではなく、（ｉ）国家的観点から要請されるなんらかの政策を確実に実施するために、その一部を担当する、（ii）

私企業ベースでは採算の合わないある種のサービスを、営利を度外視して（低い価値で）確実に供給する、あるいは、(iii) 経済全体としてはおそらく有意義であると期待されても、その事業リスク（収益の不確実性）があまりに大きくて私企業では負担しきれない、等の点にあるのではないかと思われる」[10]。そのため同教授によれば、「公企業については広い意味での『赤字』はほとんど必然的」であり、一部の例外を除けば、「通常の私企業としての経済計算では赤字を出すのが当然であるような事業を公企業は担当している」のであって、したがって「財政的にみれば、国民の側としては、どれだけのパブリック・マネーを投入して赤字を負担し、そのかわりに私企業からは期待できないサービスなり成果なりをどれだけ得るかというトレード・オフが、公企業問題の基本的問題」なのである[11]。こうした公企業の特質は地方公営企業にも当てはまり、その「基本的問題」は、地方公営企業にとっても同様に基本的問題なのである。

(2) 地方公営企業の現況

つぎに昭和62年度の地方公営企業決算から地方公営企業の現況を明らかにしておきたい[12]。

まず地方公営企業の事業数であるが、昭和62年度末で8,177事業（地方公営企業法適用企業3,376、非適用企業4,801）となっており、前年度に比べて21事業、0.3%増加している。昭和40年度末の5,955事業からみると1.37倍になっている。事業別にみると上水道および簡易水道を合わせた水道事業が3,642事業で最も多く、全体の44.5%を占め,ついで下水道事業が1,282事業（全体の15.7%）となっている。また職員数については、昭和62年度末で369,652人（法適用企業337,601人,非適用企業32,639人）となっており、前年度に比べて3,063人、0.8%増加している。地方公共団体の職員数（普通会計）は昭和62年度末で2,814,362人であり、これと比較すると公営企業の職員数は13.1%となり、少なくない職員数である[13]。事業別にみるとやはり労働集約的な病院事業が189,228人で最も多く、全体の51.2%を占めている。ついで水道事業72,167人、交通事業48,935人などとなっている。

民営を含めた公益事業全体の中に占める地方公営企業の地位は、水道事業98.2%、工業用水道事業99.7%、軌道・地方鉄道事業18.5%、自動車運送事業25.6%、電気事業1.0%、ガス事業4.3%、病院事業14.4%、となっている。なお下水道事業はすべて地方公共団体が事業主体である。このように公益事業としての水道事業はその大部分を地方公営企業が担っているのである。

地方公営企業の昭和62年度の決算規模は、14兆509億円で前年度より1兆2,136億円、9.5%増となっている。同年度の地方公共団体の決算規模（歳出、普通会計）は63兆2,201億円であり[14]、これと比較すると地方公営企業の決算はかなり大きなウエイトをもっていることがわかる。

最後に地方公営企業の中でも主要なものである地方公営企業法の全部または一部を適用しているいわゆる法適用企業の経営の概況をみておこう。法適用企業の62年度の決算を主要な事業

別にみたものがつぎの表1である。

表1　法適用企業の業種別決算状況

（単位：百万円、%）

項目＼業種	水道（含簡水）	交通	病院	下水道	全事業	全事業に対する構成比			
						水道	交通	病院	下水道
経常収益	2,250,042	712,966	2,369,228	827,154	6,927,534	32.5	10.3	34.2	11.9
営業収益	2,022,870	564,475	2,116,208	696,107	6,097,934	33.2	9.3	34.7	11.4
経常費用	2,105,318	802,417	2,352,691	792,339	6,709,402	31.4	12.0	35.1	11.8
営業費用	1,591,072	573,142	2,240,750	410,686	5,389,898	29.5	10.6	41.6	7.6
うち職員給与費	422,848	368,545	1,125,799	80,245	2,083,997	20.3	17.7	54.0	3.9
減価償却費	340,387	102,970	118,403	171,484	792,313	43.0	13.0	14.9	21.6
支払利息	492,013	211,651	96,214	374,205	1,248,920	39.4	16.9	7.7	30.0
経常利益	144,724	−89,451	16,537	34,815	218,132	66.3	−41.0	7.6	16.0
経常収支比率	106.9	88.9	100.7	104.4	103.3				
営業収益に対する職員給与費比率	20.9	65.3	53.2	11.5	34.2				
減価償却費比率	16.8	18.2	5.6	24.6	13.0				
支払利息比率	24.3	37.5	4.5	53.8	20.5				
総事業数に対して経常損失を生じた事業数割合	15.1	48.8	30.3	42.0	20.6				

（注）1.　事業数には建設中の事業を含まない。
　　2.　営業収益は受託工事収益を除いたものである。
（出所）『地方公営企業年鑑』第35集、より作成。

表1から明らかなように、ここでは交通事業だけが経常収支で赤字となっており、895億円弱の経常損失を出している。また総事業数に対して経常損失を生じた事業数割合は48.8%にものぼっている。すなわち交通事業の約半数の企業は、期間損益で赤字となっているのである。さらに交通事業における営業収益に対する職員給与比率は、全事業の人件費の54.0%を占める労働集約的事業である病院事業の53.2%よりも高くて65.3%となっている。これに比べて水道事業は相対的に業績が良く、経常利益1,447億円は、全事業の66.3%を占めている。なお全事業の減価償却費のうち水道事業が43.0%を占め，支払利息も水道事業が39.4%を占めていること、下水道事業の営業収益に対する支払利息比率が53.8%の高率になっていることにも目を向ける必要があるだろう。

Ⅲ　地方公営企業会計と社会関連会計

(1)　地方公営企業会計の特徴

わが国の地方公営企業会計は、官庁会計とは違って基本的には企業会計と同様、複式簿記システムにもとづく発生主義会計である（地方公営企業法第20条）。会計原則は、企業会計原則の一般原則から単一性の原則を除いたものとほぼ同様で6つの原則を定めている（同施行令第9条）。しかしながら地方公営企業会計には一般の企業会計ではみられない特徴があり、その

最も重要な点は、資本概念である。

地方公営企業の資本は、資産の金額から負債（建設または改良に要する資金に充てるために発行する企業債を除く）の金額を控除した額をもって資本とされ,その資本は資本金及び剰余金に、資本金は自己資本金及び借入資本金に、剰余金は資本剰余金及び利益剰余金に区分されるのである（同施行令第15条）。すなわち企業会計では当然負債に整理されるべき企業債や長期借入金が、ここでは借入資本金という概念によって資本金に含められているのである[15)]。

また自己資本金はその源泉から固有資本金、繰入資本金、組入資本金（造成資本金）に区分されている。固有資本金とは地方公営企業法適用前から経営されていた企業において、同法を適用する際に資産から負債を控除した金額から資本剰余金として整理されるものを除いたものである。繰入資本金とは建設または改良目的のために一般会計や特別会計から出資された金額である。基本的に租税等を源泉としている前２者と違って、組入資本金とは利益または利益剰余金を資本金に組み入れることによって形成されるもので,そのため造成資本金とも呼ばれているものである。自己資本金への組み入れは、地方公営企業法施行令第25条では３つの場合が規定されている[16)]。このように今日の企業会計では認められない自己資本金の造成という独特の資本金会計規定を地方公営企業会計はもっているのである[17)]。

さらに資本助成目的の建設助成金や工事負担金などは、昭和49年以前の企業会計原則に準拠して資本剰余金として認識され、整理されているのである。

以上のように地方公営企業会計は、特殊な資本会計規定にその重要な特徴があり、主としてこの点をめぐって公営企業会計の理論研究や議論がこれまで行われてきたのである。地方公営企業の資本会計規定の理論的基礎は、実体資本ないし実物資本維持の考え方である。戦後の公企業会計に重要な影響を与えてきた江村稔教授は、そうした公企業の経営維持、実物資本維持の立場から地方公営企業の資本会計を説明している[18)]。そしてこのような考え方を一層発展させ、公企業における収益と費用の差額たる「利益」の利益性を否定し資本性を強調したのが、昭和40年10月に出された「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」（黒沢清会長、番場嘉一郎会長代理）である[19)]。この答申の造成資本会計は、経営悪化のため国鉄では結局一度も実施されなかったが、一部の地方公営企業では自治省・厚生省の支持を受けて実践されている[20)]。

こうした実物資本維持を基礎とする公企業の資本会計を鋭く批判したのが醍醐聡教授であった。教授は、貸借対照表借方側の資産と貸方側の資本とを結びつける思考を不当とし、造成資本が累積欠損金をはるかに上回っている状況の下で造成資本会計が果している現実的役割が「欠損造成会計」となっていると批判するのである[21)]。これに対して津曲直躬教授は、公企業会計の特徴は、「株式会社企業会計における諸関係を単に類推適用しただけでは浮彫りにされない」として「欠損造成会計」論を批判し、「公企業の実態が、資本利益計算としての期間損益計算によるよりは、むしろ、資金収支の追跡を通じて的確に観察できる」と主張している[22)]。

(2) 地方公営企業会計の基本的課題――社会関連会計への展望――

地方公営企業会計は、地方公営企業の存在意義あるいはその目的の遂行にふさわしい会計として確立されなければならない。すでに第2章でみたように公企業の存在理由は、なによりも私企業からは期待できないサービスや成果を確実に供給するところにある。そのため公企業の給付活動は、きわめて外部経済効果が高いものとなっている。また外部経済効果が高い公企業とはいえ、生産性を向上させ、有効かつ能率的な経営を進めていくことは当然要請されることである。アンソニーは、財務会計の概念フレームワークの前提のなかで「非営利主体の主たる経済的目標は、利用可能な経済的資源を用いて満足のゆく量のサービスを提供するか、あるいは、納得できる程度の少ない資源で決められた量のサービスを提供することである」と述べている[23]。すなわち地方公営企業にそくしていえば、地方公営企業の目的は、水道や交通等の各事業の特性に応じた給付活動を経済性を発揮しながら利用者が満足するように継続的かつ確実に実施することであろう[24]。

ところで株式会社企業会計の損益計算には、分配可能利益算定目的と業績評価目的があった。しかし地方公営企業会計においては、上述してきたような地方公営企業の意義と特質からみて分配可能利益算定目的は必要ないものの、業績評価目的は株式会社企業会計におけるそれよりも重要であろう。すなわち地方公営企業会計の基本的な課題の一つが、地方公営企業の業績評価指標の確立なのである。株式会社企業における資本的所有関係を類推適用して算定された利益は、地方公営企業の業績評価指標としては不十分であろう。ここで参考となるのがサイドラー（Seidler,L.J）の提示した営利企業の社会的損益計算書（Social income statement of a profit seeking oragnization）である[25]。サイドラーは、その中でまず「企業の生産した付加価値」を算定し、つぎに「販売されなかった社会的に望ましいアウトプット」を加算し、「支払われなかった社会的に望ましくない効果」を控除して「社会的純利益（損失）」を計算しようとするのである。これは、「企業が企業自体と従業員の努力によって創造された富」[26]であり、企業の生産性と国民経済に対する貢献をあらわす指標である付加価値とそれに加えて外部経済および外部不経済の効果を考慮に含めている点で高く評価できるものである。サイドラーの提案は営利企業の社会的損益計算であるが、地方公営企業会計の将来の方向を考えるうえで参考になるものである。そこにおける第一の問題は、外部経済・不経済の効果をいかに測定するのかということであろう。この問題は、重要ではあるものの、きわめて困難な課題である。外部経済・不経済の効果を貨幣的に評価できない段階では、付加価値と切り離し、物量的指標や記述による表示も考えられるだろう。その場合、国民生活指標（NSI）などの手法も参考になる。いずれにしろ地方公営企業の各事業ごとに社会との関わりあいや社会的支出を整理していく基礎的作業が不可欠である。また外部経済・不経済の効果を貨幣的に評価できない段階では、とりあえず地方公営企業の付加価値の算定とそれを利用した業績指標の確立も重要であろう。というのは、営利を目的としない地方公営企業では、利益よりもむしろ付加価値の

方が業績評価指標としてすぐれているように思われるからである。

Ⅳ　水道事業と付加価値分析

ここではとりあえず付加価値の算定と付加価値分析の中心的なものとして生産性分析の手法を取り上げ、試論的に水道事業に適用してみる。ここで水道事業を取り上げたのは、その事業数や決算規模の大きさからみて、またその事業の基本的性格すなわち日常生活に不可欠な水を地域独占的に供給しているという性格からみて、わが国における地方公営企業の代表的な事業であるからである。

『地方公営企業年鑑』では付加価値は算出されていないのでまずその計算から始める必要がある。付加価値は、控除法では一般に生産高（あるいは売上高）－前給付費用＝付加価値で算定される。水道事業はサービス業と同様、ストックができないことが特徴なので生産高＝売上高となり、ここでは営業収益をこれにあてたい。前給付費用としては資料の制約もあり、ここでは営業費用－職員給与費を前給付費用とする。さらに前給付費用から減価償却費を控除すれば粗付加価値指標が得られる。付加価値および生産性分析に必要な指標を過去５年間計算し、整理したものが、表２である。表２から明らかなように純付加価値及び１人当りの純付加価値である付加価値生産性は、58年以降着実に伸びてきている。

さてそうした付加価値生産性（純付加価値／職員数）が、どのような要因によって向上してきたのかを分析するのに、一般にはつぎのような等式で生産要因分析が行われる。

①付加価値生産性＝経営資本集約度（経営資本／職員数）×経営資本回転率（営業収益／経営資本）×付加価値率（純付加価値／営業収益）

この等式は、付加価値生産性を経営資本集約度、経営資本回転率、付加価値率の３つに生産要因を分析するものであり、これによって付加価値生産性の向上が投資対策によるものか、操業度対策によるものか、あるいは能率の向上もしくは外注対策によるものか、などを検討し、またその相互関係をみていくのである。

表２によれば付加価値生産性は、58年度から62年度にかけて20.5％伸びてきたのであるが、経営資本集約度はそれ以上の37.9％も伸びている。他方経営資本回転率と付加価値率は、59年度こそ58年度水準を上回ったものの最近３年間は低下傾向を示している。すなわちこの間の生産性の向上はもっぱら職員の合理化と過去の投資政策によるものであって、いまや過大投資の傾向が出てきていることがわかる。また外注関係が一定ならば、より一層能率を向上させて前給付を削減させ付加価値率を高めることも必要である。この等式が基本的なものであるが、これはさらにつぎの②と③の式のようにも展開できる。

②付加価値生産性＝１人当り営業収益（営業収益／職員数）×付加価値率

③付加価値生産性＝経営資本集約度×経営資本生産性（付加価値／経営資本）

②の式は、１人当り営業収益と付加価値率に分析するため、付加価値生産性の向上が、営業

表2　水道事業（法適用

項　　目	58年度 a	59年度 b	60年度 c	61年度 d	62年度 e
営業収益	1,658,196	1,833,778	1,903,050	1,961,467	2,022,870
営業費用	1,286,784	1,382,275	1,469,867	1,534,007	1,591,072
うち職員給与費	360,121	377,639	400,720	413,309	422,848
前給付費用	926,663	1,004,636	1,069,147	1,120,698	1,168,224
うち減価償却費	257,018	280,898	301,042	322,446	340,387
純付加価値	731,533	829,142	833,903	840,769	854,646
粗付加価値	988,551	1,110,040	1,134,945	1,163,215	1,195,033
職員数	71,523	70,866	70,340	69,805	69,323
付加価値生産性	10.23	11.70	11.86	12.04	12.33
付加価値率	44.1	45.2	43.8	42.9	42.2
1人当り営業収益	23.18	25.88	27.06	28.10	29.18
経営資本（平均）	8,924,368	9,750,601	10,605,608	11,309,928	11,924,696
経営資本集約度	124.78	137.59	150.78	162.02	172.02
経営資本回転率（回）	0.186	0.188	0.179	0.173	0.170
経営資本生産性（%）	8.2	8.5	7.9	7.4	7.2

（注）1.　営業収益は受託工事収益を除いたものである。
　　2.　経営資本＝総資本－（建設仮勘定＋投資＋繰延勘定）
（出所）『地方公営企業年鑑』第35集より作成。

収益の増大か、あるいは高付加価値化か、いずれの方に重点があるのかがわかる。表2から明らかなように、ここでは1人当りの営業収益の増大によって生産性が向上してきたのである。③の式は、経営資本生産性すなわち経営資本の投資効率の向上か、資本集約度の高度化か、いずれによって生産性が上昇してきたのかがわかる。表2によれば、経営資本生産性は58年度の8.2%から62年度は7.2%にまで低下しており、もっぱら経営資本集約度の高度化によって生産性が向上してきたことがわかるのである。

V　むすびにかえて

以上、地方公営企業の意義と現況を整理し、その会計の基本的な課題と役割について考察し、最後に地方公営企業の代表的な事業として水道事業を例にとって、試論的に付加価値指標を算定し、生産性分析をおこなってきた[27]。本稿では紙幅の都合もあって各章とも舌足らずな点も少なくない。不備な点は別な機会にあらためて述べてみたい。

注

1）Anthony, R. N., *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations*, FASB May 1978.
2）FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 4 : Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, December 1980.
3）GASB, *Concepts Statement No. 1 : Objectives of Financial Reporting*, 1987.

企業）の付加価値分析.

（単位：百万円、%）

対前年度伸び率				趨勢（58年度＝100）			
(b−a) /a	(c−b) /b	(d−c) /c	(e−d) /d	59年度	60年度	61年度	62年度
10.6	3.8	3.1	3.1	110.6	114.8	118.3	122.0
7.4	6.3	4.4	3.7	107.4	114.2	119.2	123.6
4.9	6.1	3.1	2.3	104.9	111.3	114.8	117.4
8.4	6.4	4.8	4.2	108.4	115.4	120.9	126.1
9.3	7.2	7.1	5.6	109.3	117.1	125.5	132.4
13.3	0.6	0.8	1.7	113.3	114.0	114.9	116.8
12.3	2.2	2.5	2.7	112.3	114.8	117.7	120.9
−0.9	−0.7	−0.8	−0.7	99.1	98.3	97.6	96.9
14.4	1.3	1.6	2.4	114.4	115.9	117.8	120.5
2.5	−3.1	−2.2	−1.4	102.5	99.3	97.2	95.8
11.6	4.6	3.9	3.8	111.6	116.7	121.2	125.9
9.3	8.8	6.6	5.4	109.3	118.8	126.7	133.6
10.3	9.6	7.5	6.2	110.3	120.8	129.8	137.9
1.2	−4.6	−3.3	−2.2	101.2	96.6	93.3	91.3
3.7	−7.5	−5.5	−3.6	103.7	95.9	90.7	87.4

4）地方公営企業経営研究会編『地方公営企業年鑑』地方財務協会、第35集、昭和63年11月。

5）公企業論や公益事業論において多数の著書、論文があり、ここでは紙幅の関係上それらを紹介することはできないので大島国雄『公企業の経営学（第2新訂版）』（白桃書房、昭和62年）の巻末の参考文献を参照されたい。

6）拙書『現代企業の管理会計―付加価値管理会計序説―』白桃書房、1990年。

7）大島国雄前掲書、14頁。

8）植草益「公企業分析序説」『経済学論集』44巻4号（1979年1月）

9）西川義朗『改訂公企業会計』国元書房、昭和53年、3頁。

10）小宮隆太郎「第1章公企業の数・形態・役割に対するコメント」（岡野行秀、植草益編『日本の公企業』東京大学出版会、1983年、所収）26頁。

11）同上28頁。

12）地方公営企業経営研究会編前掲書。

13）自治省編『地方財政白書（平成元年版）』平成元年4月、76頁。

14）同上2頁。

15）この理由を自治省の事務当局は、「まず第1の理由としては、公営企業は発足当初、その大部分が借入金によって施設の建設を行うため、企業開始時には自己資本金がほとんどないということ、第2に資本金なくして企業という存在を考えることは適当でないこと、第3として借入資本金を『もとで』として営業を開始し、事業の永続的経営のため建設された資産を維持する必要があること等によるものと考えられる」と述べている。地方公営企業制度研究会編『地方公営企業の財務』ぎょうせい　昭和63年、250−251頁。

16）3つの場合とは、①減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合、②建設改良積立金を使用して公営企業の建設または改良を行った場合、③施行令第24条第4項の規定による積立金を

使用して一般会計等からの長期借入金を償還した場合である。

17）こうした組入資本金制度は、醍醐教授によれば地方公営企業だけでなくNHK、印刷局、アルコール専売事業などにおいても行われている。醍醐聡『公企業会計の研究』国元書房、昭和56年、9頁。

18）江村教授は「公企業が維持すべきものは、企業体そのものであり、そのかぎりで、固有資本金は株式会社ほどの重要性をもっていないといえるのである」と述べ、企業債によって取得された「固定資産は、地方公営企業の性格上、きわめて重要な意味をもち、地方公営企業はその努力によってこれを維持すべき責任を負っている。したがって、これは実物資本を構成していると考えることが可能であり、また、この考え方によるときには、実物資本に明確に対応する資金源泉を、広義の資本金と考えることが可能となる。地方公営企業が発行する建設・改良のための企業債が、とくに、借入資本金とされている理由は、ここに求めることができよう」というように地方公営企業の資本金制度を説明し、さらに「元来、公企業のあげた『利益』は、株式会社における利益とは、本質的に異なるものであって、配当その他の形で、企業外部に分配できるものではない。利益は、すべて、企業内部に留保さるべき性格をもつばかりでなく、利益に相当する資金が建設などに充当されて、企業資本を構成するともいえるのである」とも述べている。江村稔『公企業会計講話』良書普及会、昭和41年、145-147頁。

なおこうした実物資本の維持という考え方は、自治省の事務当局の立場でもある。すなわち「公営企業における資本の意義は、損益計算の基礎となること及びサービス供給の根拠たる構築物等の固定資産の維持を図ることが主要な目的であり、債権者の担保ではないのである。なぜならば、前述のように公営企業は最終的には、地方公共団体の課税権によって担保されているからである」（地方公営企業制度研究会、前掲書、248頁）とし、また「組入資本金は剰余金を固定資産の取得を通じて自己資本化することにより資金の流出を防ぎ施設の長期安定性を確保し、住民への継続的サービス提供を図る目的で特に設けられた制度である」と説明している（地方公営企業制度研究会編『公営企業の経理の手引』地方財務協会、平成元年9月、248頁）。

19）答申は、「国鉄には、国鉄独自の資本概念が存在すべきであり、これにしたがって、国鉄のあげた利益もしくは損失の性格も、おのずから異なってくるであろう」との問題意識のもとで、まず「国鉄の固有資本は、株式会社の資本金のような法定資本としての意味をもたないので、これを『資本金』とする必要は認められない」と述べ、「国鉄の『利益』は、すべて社内留保の対象にしかならないので、性格的に資本金や資本剰余金と区別する必要は存しない。すなわち『利益』もまた、増加資本の一種と考えることが適当と解される」として、さらに「収益と費用の差額としての『利益』は、分配可能な余剰たる性格をもたず、具体的には、設備の建設や改良、あるいは債務の償還にあてられるべき資金源として機能するものである」ため、国鉄が「利益積立金」として整理している金額つまり利益剰余金は「『利益』だけでなく、むしろ造成資本と解することが適当と思われる」というのである。また答申は、運賃原価に論及して「公正な料金は、狭義の経営原価を補償するだけでなく、公共企業体の合理的経営に必要な公共的必要余剰を含む広義の原価を補償するものでなければならない」のであり、そのため「国鉄は、社会的資本の維持並びに社会の輸送需要に応えるために必要な資本造成を可能ならしめる、公共的必要余剰としての資本コストを、運賃に計上しなければならない」と主張するのである（答申は江村稔前掲書に収録されている）。

なお吉田寛教授も「社会的必要余剰」の概念を提唱し、上記答申とほぼ同様な見地に立たれている（吉田寛『会計学総説』中央経済社、昭和59年第8章、9章参照）。

20）東京都水道事業では将来の施設拡張・改良のために自己資本造成費が計上されている。安藤陽「都市化と水の価格――東京都水道事業における料金問題を手掛りにして――」『都市問題』第76巻8号（1985年8月）。なお同水道事業は1955年度から数年間自己資本造成費をすでに計上していた（醍醐前掲書78-80頁）。

21）教授は、「地方公営企業とNHKの造成資本が有形固定資産と結びついた一種の実物資本であること

は明らかだが、もともと貸借対照表借方側での有形固定資産の増加を意味する『資本造成』をなぜ貸方側での資本の増加へと敷衍できるのか――この核心部分に関する説明らしい説明はみあたらない」（同上86頁）と批判し、さらに「1978年度末現在で、水道、工業用水道、電気、ガス事業において自己資本金の額はいずれも各事業の累積欠損金をはるかに上回っている。そのかぎりで、これら地方公営企業の公示した累積欠損は拠出資本と留保利益の区別の原則にしたがって造成資本金を利益剰余金に戻入することにより解消する、会計事業としての欠損であるといわなくてはならない。――中略――造成資本会計はその現実作用からみれば、むしろ欠損造成会計とよぶにふさわしいのである」（同上88頁）と批判している。

22）津曲直躬「わが国公企業における財務会計制度」（岡野行秀、植草益編『日本の公企業』東京大学出版会、1983年、所収）101-102頁。教授が示唆されている資金収支会計は、アメリカの公会計の基本的なフレームワークである基金会計（Fund Accounting）に結びつくように思われる。アメリカ公会計については、GASB, *Codification of Governmental Accounting and Financial Reporting Standards* 2nd ed.1987.においてこれまでの会計基準がまとめられており、公営企業が属することになる公営企業基金（Enterprise Funds）については、ヘイ（Hay,L.E.）が水道事業を例示して説明しているので参照されたい（Hay,L.E., *Accounting for Governmental and Nonprofit Entities,* eighth ed.,IRWIN,1989,pp.291-300）。

23）Anthony,R.N., *Future Directions for Financial Accounting,* Dow Jones-Irwin 1984, p.29.（佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年4月、39頁）

24）地方公営企業法は、その第3条で「地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と規定している。

25）Seidler,L.J.,'Dollar Values in the Social Income Statement'（in Seidler,L.J. and L.L.Seidler, *Social Accounting : Theory, Issues, and Cases,* Melville,1975, p. 11）p.11）

26）Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report－a discussion paper,* ,1975,p.49.

27）地方公営企業の現況については、拙稿「地方公営企業の経営と会計――水道事業を中心として――」（仲村政文編『地域経済の構造と変容――国際化時代の鹿児島――』多賀出版、1990年、所収）も参照されたい。

フランス社会関連情報開示の展開

日　野　和　則

Ⅰ　はじめに

フランスにおいて開示が行われている主要な社会関連情報としては付加価値情報が一般によく知られている。付加価値情報の開示は1982年改訂プラン・コンタブル・ジェネラルが規定する財務報告の三体系のうちのひとつたる発展システムに導入されたものである。付加価値情報の問題については既に多くの研究成果があげられてきたことは周知のところである[1)]。この他、フランスにおける社会関連情報開示の例として社会貸借対照表（bilan social）[2)]と余剰計算書（comptes de surplus）を挙げることができるが、本稿ではこれらをめぐる諸問題をその社会的背景との関わりを中心に考察する。

Ⅱ　社会貸借対照表法制化の社会的背景

1　1960年代の労働運動

1967年から1968年にかけて、とりわけ1968年には大規模な学生運動や労働争議が頻発し、社会的・経済的危機とまでいわれるような状況を呈するに至った[3)]。なかでも1968年５月と６月のストライキは極めて大きいもので、フランス全土で職場占拠が行われ、その参加者は800万人から1000万人、延べストライキ日数は１億5000万日にものぼると推定されている[4)]。

「1968年ストライキは、単なる労働運動の要求を越えて、一つの社会危機を生み出した。工場や事務所の占拠は、全体として驚くべく平和裡に遂行されたが、そこでは社会関係そのものが根底的に問題にされ、既存秩序の正統性が揺がされた。それは確かに挫折した一つの『革命』であった。」[5)]

ついには当時の大統領ドゴール氏が調停に入り、首相、労働組合やＣＮＰＦ（フランス経営者協議会）との間で国家的規模の交渉が行われた。しかし、その時にはまだ生活の質（quality of life）あるいは情報（開示）等の問題は、労働者や学生の主張にもかかわらず交渉のなかで取り上げられることはなかった。とはいえ、レイ（Rey, F.）氏によれば、こうした状況がこれらの問題に関するその後の議論の伏線になり、この頃からフランス企業が自らの社会的責任により強い認識を示すようになってきたとされる[6)]。

2　シュドロー報告の概要

1968年に政府は労使交渉（主に賃金交渉）に関わることを契機として企業と従業員との関係

に対する自らの態度を変化させた。つまり、それ以前はこうした問題について積極的にイニシアチブをとろうとすることはなかったが、その頃より企業の社会的責任に関する政府の役割は強まり、それはジスカールデスタン大統領の登場以降、さらに重要性を増していった。例えば、生活の質担当相（ministère de qualité de la vie）と消費担当閣外相（secrétaire d'etat à la consomation）が置かれ、こうした領域に属するいくつかの法律が制定された[7]。

1974年7月、ジスカールデスタン大統領はシュドロー（Sudraue,P.）氏を委員長とする委員会を設置した。同委員会は政府代表、経営者、労組代表から成り、そのメンバーの構成の特徴のゆえに従業員に対する企業の社会的責任の概念が重視された。そして、1975年2月、シュドロー委員会から企業と労組、従業員および株主との関係を強調する報告書、いわゆるシュドロー・レポートが出されたのである[8]。

この報告の主な答申内容は次のとおりである[9]。

(1) 情報　企業は労働条件と労働者の生活の質に関係する重要な社会諸指標を含む年次「社会貸借対照表」を作成するべきである。

(2) 協議　従業員は労働組織と労働条件に関する自分達の意見を表明する権利を有し、労組はパートナーとして認識される。また、会社法は取締役会と監査委員会への完全な投票権を有する従業員代表の参加を保障するために改正されるべきである。

(3) 労働条件　企業委員会の中に、労働条件を取り扱うことを主な職能とする専門的な「経済小委員会」が設けられるべきである。

1973年に企業と労組に対し労働条件の改善のための特別な計画について協議することを義務付ける法律が成立した。政府（労働省）の一機関である、ＡＮＡＣＴ（国家労働条件改善機関：Agence Nationale pour l'Amélioration des Conditions de Travail）がこれらの活動を監視することとなる。シュドロー報告はこの他、インフレーション会計や消費者情報開示などの問題についても提言を行ったが、同報告書は一般に労働関係の問題を取り扱ったものと考えられている[10]。

3　社会貸借対照表に関する法律の制定

1975年末、ＡＮＡＣＴは社会貸借対照表を開発する委員会を組織し、自発的に参加を希望する数社の企業との実験を指導した。ＡＮＡＣＴは「社会報告」を協議、すなわち労使間の対話として考えた。1976年末、政府はＡＮＣＡＴの実験の成果を利用して、従業員300人以上の企業についての年次社会報告書、つまり社会貸借対照表に関する法案を提出した。1977年7月12日に法案は通過し、「1977年7月12日付企業の社会貸借対照表に関する法律（Loi du 12 juillet 1977 no77-769 relative au bilan social de l'entreprise）」として成立をみた。さらに、経営者、労組などの様々な関係者集団の協議を経て、社会貸借対照表に記載する事項の詳細を定めたデクレ（Décret no77-1534 du 8 décembre 1977）が1977年12月8日付で発効することとなった[11]。

図表１　ペルノ・リカール社の社会貸借対照表

社会貸借対照表　１９８４年

雇　用

従業員数

1984年12月31日におけるグループの従業員数（1984年にグループに加入したＣＦＰＯとその子会社の従業員269人を含む）は7694人に増加した。内訳はフランス国内に6348人、海外に1322人である。

（中略）

労働事故

	１９８３	１９８４
発生率 $\frac{\text{事故件数}}{\text{100万労働時間}}$	３０.６７％	３０.０１％
事故日数	２９８	２９２
重大度 $\frac{\text{休業件数}}{\text{100万労働時間}}$	０.９４％	０.７３％
休業日数	９１２８	７０６９

グループ各社が労働事故の防止に、より大きな注意を払ったため、発生率と重大度は、1984年には改善された。

報　酬

賃金総額は622百万フランに増加した（増加率5.７０％）。この増加は従業員数の減少と所得に関する政府の目標を勘案した賃金の一般的増加を反映している。

欠　勤

欠勤率（100労働日数に対する欠勤日数）は4.２８％で安定している。量も多く増加が記録されたのは産休で、最も減少したのは病欠である。

教育・訓練

	１９８３	１９８４
教育・訓練の時間数	３４２３７	３０２３６
労働時間に対する％	０.３５	０.３１
恩恵を受けた人数	１１０８	９５６
恩恵を受けた労働時間数	３０Ｈ５８Ｍ	３１Ｈ３７Ｍ
恩恵を受けた人の％	２１.４１	１８.９９
従業員総数	５１７５	５０３２
教育・訓練予算	８１２７４６０	８１５１７４７
賃金総額に対する％	１.３８	１.３１

教育・訓練の諸指標は前年度と比較して減少を示している。実際、1983年には、いくつかの会社の販売網の再編成により、販売部門に対する特別な努力がなされた（1983年の13305時間に対し1984年は9433時間）。

出所：ペルノ・リカール社の年次報告書（1984年版）より抜粋

4 社会貸借対照表の事例

社会貸借対照表の事例として、醸造会社であるペルノ・リカール（Perno Ricard）社の1984年度版を図表1に掲げている。この例では、労働事故と教育・訓練の項で表形式がとられている。また、ここでは省略したが、グラフによってデータを呈示している項目もある。一方、雇用、労働条件などの項目のように図表を用いず叙述によるものもみられる。なかでも、労働条件の項は数値の表示はまったくなく叙述事項のみである。この他、社会貸借対照表全体を表形式で統一している企業の例もみられるものの[12]、ペルノ・リカール社のように表にグラフと叙述形式も併用しているもの、あるいはすべての事項を叙述形式によっているものも相当あるようである[13]。いずれにしても、社会貸借対照表では金額データのみならず物量データが開示されており、しかもむしろ、後者のほうの比重が大きいといえる。社会貸借対照表は、「借方・貸方の均衡表」ではなく、「社会的諸指標の一覧書類」という意味で理解するのが適当であろう[14]。

Ⅲ 余剰計算書の社会的背景と課題

1 1960年代の所得政策

フランスにおける所得政策は、1961年3月、当時のドブレ首相がヴィリエールＣＮＰＦ会長にに賃金上昇を生産性上昇の範囲にとどめるよう要請したことに始まるとされている[15]。林雄二郎氏はフランスの所得政策の特徴として、他の諸国に比べて経済面の配慮と同時に社会面からの配慮が大きいことを指摘し[16]、その背景として、次のようなことを挙げている。

「フランスでは、賃金上昇に伴い賃金所得と農業経営者のような賃金所得以外の所得との格差の拡大、また官公庁・国営企業の賃金と民間企業の賃金との格差の拡大の問題などを含む産業間、地域間所得格差の拡大等がつねに大きな問題となってきた。そのような理由から、イギリスをはじめ他の諸国が賃金・物価面から所得政策を採用したのに対して、フランスの所得政策は最初から所得格差の是正をその主要な目標としたのである。」[17]。

2 所得審議会の報告の概要

1963年10月、マッセ（Massé, P.）氏を会長とする所得審議会が設置され、翌年1月第一段階の討議を終えた後、2月11日に同審議会の報告、いわゆる「マッセ報告」が出された。この報告では、所得政策の最も重要な目的に、完全雇用の達成と経済の安定を図るための手段として考えるべきことを述べている[18]。また、このような所得政策が必要になった理由として、「数次の経済計画において経済の量的な面が主としてとりあげられ、構造的・質的な面に関する配慮が欠けていた点が第四次経済計画（1962-65年）の実施段階にいたって顕在化し、種々の不均衡が発生しはじめた」[19]ことを挙げている。また、所得政策の基本的性格を誘導方式の下で展開するもの、つまり労使協調の精神を基本とし、「政府と労使の意見の交換ないしは勧告という形をとるべき」[20]ものと規定している[21]。

3　所得・費用研究センターの創設

さらに、マッセ報告は具体的な施策として、「(1)所得統計資料の整備・改善についての研究機関の設置、(2)第五次経済社会発展計画（1966-70年）への誘導的所得政策の導入、(3)所得問題に関する研究、評価のための機関の設置、(4)1966年以降は、政府が毎年所得の種類に応じて望ましい増加率を設定すること、など」[22]を提言した。

政府はこうした報告をうけて、国民経済計算委員会（Commission des Comptes de la Nation）によって各種所得に関する計算・検討を行ったうえ労使代表と協議することと同時に、「所得・費用研究センター（略称：ＣＥＲＣ）」を設置し、生産性の伸びと成果の分配についての研究を行うことを決定した。かくして1966年、余剰計算書の研究の中心となるＣＥＲＣが経済企画庁の附属機関として創設されることになった[23]。

4　余剰計算書の事例

ＣＥＲＣは上述のような目的遂行のため、余剰計算書の作成を中心とする生産性分析の手法「余剰法（méthode de surplus）」の開発とその応用研究の成果を順次公表していった[24]。

図表２・３はＣＥＲＣによるＳＮＣＦ（フランス国有鉄道）の余剰計算書の作成例である[25]。余剰計算書は、生産性の向上とその成果分配の状況を分析し、明らかにしようとするものであり、ここにいう「余剰（surplus）」とは、連続する２年度の経営成果（利益）の増減分を価

図表２　ＳＮＣＦの経営計算書の構成

（%）

	1952年度	1966年度	全期間平均
Ⅰ．収　入（または生産物）			
旅客輸送収入	27.2	35.1	30.6
貨物輸送収入	61.7	53.2	57.5
雑　収　入	11.1	11.7	11.9
総生産高	100.0	100.0	100.0
軌道・踏切負担金	9.4	9.7	8.3
合　計	109.4	109.7	108.3
Ⅱ．経　費（または生産要素）			
人　件　費	59.1	67.2	60.7
物　件　費	41.9	33.8	35.9
租　税	10.8	7.3	8.0
財　務　費	1.5	3.4	2.3
減価償却費	2.9	12.3	8.8
合　計	116.2	124.0	115.7
損　失	6.8	14.3	7.4

出所：C.E.R.C., *Productivité Globale et Comptes de Surplus de la S.N.C.F.*, 1969. p. 19.

図表3　ＳＮＣＦの余剰計算書

（%）

期　間	1952—1957	1958—1962	1963—1966	全期間
分配余剰	職員 3.4 国(減価償却費) 1.5 国(平衡助成金の減少) 0.5	職員 1.3 国(減価償却費) 0.3 国(租税) 0.2 顧客 0.1	職員 3.1 国(減価償却費) 0.6 国(租税) 0.2 供給者 0.1	職員 2.6 国(減価償却費) 0.8
分配可能余剰	生産性 4.1 国(租税) 1.0 供給者 0.1 顧客 0.1 国(軌道・踏切負担金) 0.1	生産性 1.5 供給者 0.2 債権者 0.1 国(軌道・踏切負担金) 0.1	生産性 0.2 国(平衡助成金) 2.9 顧客 0.6 国(軌道・踏切負担金) 0.3	生産性 2.1 国(平衡助成金) 0.8 国(軌道・踏切負担金) 0.2 顧客 0.2 国(租税) 0.1

出所：C. E. R. C., *op. cit.*, p. 29. を一部修正

格差異と数量差異とに分解したものを指す。この計算書は余剰の源泉（分配可能余剰）と使途（分配余剰）の二側面から利害関係者ごとの生産性向上の成果分配の大きさを測定・表示する。すなわち、余剰という指標によって、利益指標とは異なる視点からの「社会的業績（social performance）」の測定・表示を志向しているといえる。

他方、余剰算定の前提条件の設定の仕方により、異なった結果がえられるといったような問題点もある。しかし、かかる問題はどのような分析にも不可避であり、このことが直ちに余剰計算書の有用性を否定するものとはならないだろう。しかしながら、前提条件について関係者間で十分協議のうえ合意を形成しておくことが重要である。また、インフレ修正など伝統的会計と同様の問題点あるいは生産物・生産要素の質の評価の問題などの困難性もあることが指摘される。

Ⅳ　企業の社会的責任の概念—むすびにかえて

以上みてきたところから、社会貸借対照表は社会政策ないし労働政策の枠内で創出されたものととらえることができるのに対し、余剰計算書は経済政策ないし所得政策の一環として提唱されてきたものであるとみることができると思われる。これらは、その成り立ちの背景を異にするが、社会関連情報の提供用具としての観点から、両者を比較吟味してみたい。

社会貸借対照表は金額（価値）データのみならず数量（非価値）データを取り入れており、しかもむしろ後者のほうが中心であるともいえる。つまり貨幣表示によらないという意味で、非会計情報（information non comptable）を開示するものである社会貸借対照表は法律により作成・開示が義務付けられている。すなわち、これは制度的な情報開示の用具である。また、従業員、労働組合を主な開示の対象者としている。

他方、余剰計算書は経営成果の増減分を価格要因と数量要因とにより分解するため、金額デー

タと数量データを併用するが、その基礎は会計の計算書に表示された価値データである。したがって、余剰計算書は基本的に「会計的」情報を取り扱うものということができよう。しかし、制度化されたものではなく、会計の財務報告システムにとり入れられているわけではない。主に賃金交渉を中心とする労使交渉、あるいは国有企業の料金決定の際の政府との協議などに利用されているようである。

フランスで理解されている「企業の社会的責任」は、従業員に対する責任を強く意識するものであるとされるが[26]、こうしたことの背景は上でみたような社会貸借対照表の法制化に至る経緯からも窺い知ることができよう。このような従業員を重視する企業の社会的責任の概念が、社会貸借対照表や余剰計算書の基本的性格に大きく影響を与えているように思われる。

例えば、社会貸借対照表では記載項目の相当部分は従業員に関するもので占められており、開示対象者も、労使で構成する企業委員会[27]あるいは労組等従業員中心に考えられている。今後、従業員以外のより広い範囲の利害関係者に対して情報開示を行うものとして開示情報の拡大が望まれる。

一方、余剰計算書で明らかにされる成果分配の受益者は顧客等も含めた各種利害関係者ではあるが、分配を受けるべき中心は従業員である。しかし、余剰計算書は生成の経緯からみて、当初は賃金抑制策の一環で考案されたとみることもできよう。つまり、賃金の引上げを生産性の伸びの範囲に抑えるべきとのドブレ首相のＧＮＰＦ会長に対する要請に端を発する所得政策の枠組みのなかで、研究、提唱されてきたという流れから推察できると考えるものである。余剰計算書が有効な労使協議の用具、ひいては真の社会関連情報開示の手段たりうることは、決して容易なことではないが、労使をはじめとする諸関係者によって認められる、より高い客観性を確保しうるかどうかにかかっているといえよう。

注

1）例えば、青木　脩『フランス会計制度論』青山書店、昭和52年。
　青木　脩「プラン・コンタブルと付加価値会計」（番場嘉一郎監修『フランス会計論』中央経済社、昭和57年、85-100頁）等。

2）社会貸借対照表の生成過程については次の論文を参照。
　野村健太郎「フランス企業社会会計（一）～（四）」『会計』第115巻第５～８号、昭和54年。

3）長部重康編『現代フランス経済論』有斐閣、昭和58年、75頁。
　Rey,F., *Corporate social responsibility and social reporing in France* (compliled by Hanns-Martin Schoenfeld , *"The Status of Social Reporting in Selected Countries"*, University of Illinois, 1978.) P.109.

4）原　輝史編『フランス経営史』有斐閣、昭和55年、243頁。

5）原　輝史編『前掲書』244頁。

6）Rey,F., *op. cit.*, p.110.

7）Rey,F., *op. cit.*, p.130.

8）*Op. cit.*

9）Rey,F., *op. cit.*, p.131.

10）Rey,F., *op. cit.*, p.133.

11）*Op. cit.*

12）例えば、ラファエル社、ベギン・セイ社等を挙げることができる（ともに1984年版による）。

13）社会貸借対照表の開示実態は次の報告書の一部で取り上げられている。
Ordre des experts comptables et comptable agréés "*Les Rapports Annuels des Sociétés Francaises (Année1984), Tome 2/Les Comptes Consolidés*",1986.

14）野村健太郎「フランス企業社会会計（二）」『会計』第115巻第6号、昭和54年、1136頁。

15）林雄二郎編『フランス経済の現実と展望』東洋経済新報社、昭和42年、117頁。新田俊三『フランスの経済計画』、日本評論社、昭和44年、113-114頁。

16）林雄二郎『前掲書』177頁。

17）同上

18）林雄二郎『前掲書』178頁。

19）同上

20）同上

21）同上。新田俊三『前掲書』114頁。

22）林雄二郎『前掲書』178-179頁。

23）林雄二郎『前掲書』179頁。新田俊三『前掲書』115頁。

24）Ordre des experts comptables et des comptable agréés, "*Les Copmptes de Surplus de l'Eentreprise*",1981, pp. 20-22.
余剰計算書の基本構造、機能等については次のものを参照されたい。
拙稿「生産性分析の一課題―フランスの生産性余剰測定をめぐって―」『産業能率論集』第17号、大阪府立産業能率研究所、昭和59年。

25）C.E.R.C., "*Productivité grobale et comptes de surplus de la S.N.C.F.*" (*Documents du C.E.R.C. No. 3/4,* 1967).
この事例の詳細については、拙稿「生産性余剰概念に基づく企業分析の試み」『姫路短期大学研究報告』第33号、兵庫県立姫路短期大学、昭和63年、で検討している。また、EDF（フランス電力）の事例は、拙稿「フランス電力の生産性分析」『姫路短期大学研究報告』第34号、兵庫県立姫路短期大学、平成元年、を参照されたい。なお、図表3の例では余剰の大きさを絶対額ではなく、基準年度の生産高に対する比率で表示している。

26）Rey, F., *op. cit.*, pp. 109-111.

27）企業委員会は従業員代表と経営者により構成される労使の協議体である。企業委員会の根拠法である「企業委員会法」は1945年に制定され、1967年に改正された（新田俊三『前掲書』126頁）。社会貸借対照表は原案が企業委員会に提示され、同委員会の意見表明をうけて修正された後に開示されることになっている。

学会員の「著編書および論文」（1989年～1990年）

＜著書・編書＞

上領英之著『損益・資産・資本構造の測定』国元書房、1989年。

郡司　健著『現代会計の基礎―発生主義会計の展開と情報開示―』中央経済社、1989年。

佐藤倫正著『資金計算書研究』岡山大学経済学研究叢書第10冊、1990年。

中原章吉著『企業付加価値計算書の研究』白桃書房、1989年。

野村健太郎著『フランス企業会計』中央経済社、1990年。

松尾聿正著『財務諸表の理論と演習』中央経済社、1989年。

水野一郎著『現代企業の管理会計―付加価値管理会計序説―』白桃書房、1990年。

山上達人編『会計情報とディスクロージャー―社会関連情報の開示を中心として―』白桃書房、1989年。

＜論文：和文＞

梶浦昭友「会計情報の規制と開示」吉田和夫編『企業と規制』清文社、1989年。

梶浦昭友「余剰総合計算書の基礎構造」『商学論究』第37巻１・２・３・４合併号、1989年。

黒川保美「フランスにおける社会関連会計システムの設計」『社会科学研究年報』第23号、1989年。

黒川保美「フランス・テレメカニック社における社会関連会計制度」『商学研究年報』第14号、1989年。

黒川保美「フランス・シンガー社の社会関連会計制度」『会計学研究』第15号、1989年。

郡司　健「環境変化と企業維持計算―西ドイツ維持計算論を中心として－」『産業経理』第49巻第３号、1989年。

國部克彦「主要英語圏諸国における企業社会会計・報告の展開」『産業経理』第49巻第２号、1989年。

佐武弘章「サービス業の付加価値の源泉について」『社会問題研究』第39巻第１号、1989年。

佐武弘章「付加価値概念の歴史的考察」『大阪府立大学紀要』第38号、1990年。

須田一幸「カレントコスト会計情報の有用性(3)」『経済経営論集』第24巻第２号、1989年。

中野一豊「ニュージーランドのセグメント会計」『中京短期大学論叢』第20巻第１号、1989年。

野村健太郎「1942年プラン・コンタブルについて」『商大論集』第40巻第６号、1989年。

野村健太郎「フランス企業会計における計算書類の様式と分析」『商大論集』第41巻第１号、1989年。

日野和則「フランス電力の生産性分析」『姫路短期大学研究報告』第34号、1989年。

松尾聿正「会計ディスクロージャー規制」『産業経理』第49巻第３号、1989年。

松尾聿正「会計責任の諸相とディスクロージャー」『関西大学商学論集』第34巻第2号、1989年。

松尾聿正「ディスクロージャーと会計責任」『関西大学商学論集』第34巻第5号、1989年。

向山敦夫「社会関連情報開示の一形態—Sozialbilanzの開示事例—」『愛媛経済論集』第9巻第1号、1989年。

向山敦夫「西ドイツ・ディスクロージャー制度の研究—社会関連情報を中心として—」『会計』第137巻第1号、1990年。

村上則夫「人間—機械システムに関する考察」『長崎県立国際経済大学論集』第22巻第2号、1989年。

村上則夫「我が国の科学技術の動向と課題—社会システムと科学技術—」『長崎県立国際経済大学論集』第23巻第1号、1989年。

山上達人「社会関連会計と社会関連分析—「資本付加価値率指標」と現状分析－」『経営研究』第40巻第5・6合併号、1990年。

＜論文：英文＞

Kamiryo,H.,"An Improvement to Vatter's Double Account From : Reformation of the Balance Sheet and the Income Statement and Formation of the Financial Structure'"*Research Review*, 5, 1989.

Takino,T.,"A Survey of Factors in Investment Planning, Subsidiary Autonomy, Performance Evaluation and Transfer Pricing in Multinationals : The Japanese Experience Compared with the U.S.,"『東洋大学大学院紀要』第25集、1989年。

Yamagami, T.,"A New Approach for Corporate Analysis : A Ratio Analysis System Using a Value Added／Capital Ratio as the Central Ratio,"*Business Review*, No.2, 1989.

＊この欄は、学会員からの情報提供にもとづき、社会関連会計と関係の深いものを掲載した。今後とも、当該領域に関する著書あるいは論文を発表された場合は、学会事務局までご連絡ください。

本誌の創刊号が“Social Accounting Monitor”に紹介された。原文のまま転載すると、つぎのようである。

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association（ＪＣＳＡ＆ＲＡ）was founded in 1988 to advance research and reporting. The association now has about 100 academic members. The association produced a journal (Japanese only) in May 1989. It is intended that this should be an annual event.
The following articles appeared in the first number.

Iida, S.,（Okayama University）“The Fundamental Subject of Corporate Social Accounting and Reporting”.

Gunji, K.,（Osaka Gakuin University）“Corporate Social Accounting and Reporting in West Germany”.

Mukoyama, A.,（Ehime University）“Corporate Social Accounting and Reporting in West Germany”.

Kurokawa,Y., (Senshu University) “Bilan Social of P.T.T. in France”.

For further information please contact : Tatsundo Yamagami, Faculty of Business, Osaka City University,3-3-138, Sumiyoshiku, Osaka, 558, Japan.

[Social Accounting Monitor, November 1989／7]

「日本社会関連会計学会」会則

（名　称）

1）本会は、日本社会関連会計学会と称する。

（目　的）

2）本会は、会計学とくに社会関連会計の研究と、その研究にたずさわる者の連絡および懇親をはかることを目的とする。

（事　業）

3）本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

(1)　年１回の会員総会の開催

(2)　年１回以上の研究発表会の開催

(3)　年１回の研究に関する刊行物の発行

(4)　その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

（会　員）

4）大学その他において会計学の研究にたずさわる者およびそれに準ずる者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

（会　費）

5）会員は、毎年５月末日までに会費を納入しなければならない。
会費の金額は、会員総会の承認をへて決定するものとする。

（役　員）

6）本会につぎの役員をおく。

(1)　会長　　１名

(2)　理事　　若干名

(3)　監事　２名、幹事　２名、その他（顧問など）

（役員の任期）

7）役員の任期は、２年とする。なお、再任はさまたげない。

（その他）

8）その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の議をへて行う。

（会則の変更）

9）会則の変更は、会員総会の承認をへて行う。

（附　則）

1　この会則は、昭和63年９月より実施する。

2　理事の構成は、関東側４名、関西側４名とする。

3　会費は、年額3,000円とする。

4　本会の事務局は、大阪市立大学商学部内におく。

「学会申合せ事項」（学会役員その他）

1）趣　旨

「学会」への名称変更により、いっそうの研究活動・親睦活動をはかる。

なお、当分の間は任意団体とするが、後日、登録団体へと努力する。

2）英文名

The Japan Corporate Social Accounting & Reporting Association

（ＪＣＳＡ&ＲＡ）

3）役員その他

会長　　青木　脩

理事　（関東側）

＊小川　洌　＊木下照嶽　中原章吉　真船洋之助

（関西側）

＊飯田修三　上領英之　野村健太郎　＊山上達人

＊印…常任理事

監事　　飯岡　透　＊早矢仕健司

幹事　　向山敦夫　＊國部克彦

＊印…常任

4）学会事業

学会創立記念事業として、「企業情報ディスクロージャー事典―社会関連会計の指針―」（中央経済社）を出版する。なお、学会編の「論文集」を遂次、刊行する予定である。

日本社会関連会計学会　会員名簿

青木　脩	中京大学　経済学部	
	352　新座市東北２—32—3—602	(0484)76-3408
飯岡　透	駒沢大学　経済学部	
	302　取手市東３—６—３	(02977)2-1960
飯田修三	追手門学院大学　経済学部	
	520　大津市横木２—13—25	(0775)25-7433
飯田　穆	名古屋大学　経済学部	
	489　瀬戸市八幡台３—118	(0561)82-0403
石崎忠司	中央大学　商学部	
	191　日野市平山３—34—２	(0425)92-7925
伊藤俊雄	名古屋経済大学	
	460　名古屋市中区正木２—９—19 ジーオーマンション正木601	(052)322-6228
井上　薫	神戸学院大学　経済学部	
	652　神戸市兵庫区都由乃町２—１—10	(078)531-4128
井上良二	滋賀大学　経済学部	
	615　京都市西京区川島五反長町65—３ 桂第二合同宿舎５号棟302号	(075)393-8649
岩辺晃三	埼玉大学　経済短期大学部	
	176　東京都練馬区中村３—27—２	(03)970-1729
上田俊昭	湘北短期大学	
	185　国分寺市泉町３—４—１—803	(0423)25-4238
大下勇二	法政大学　経営学部	
	226　横浜市緑区大丸10—５—303	(045)941-5240
大雄令純	南山大学　経営学部	
	466　名古屋市昭和区山里町103南山大学ハイム２号	(052)832-6409
大原昌明	酒田短期大学	
	998　酒田市北千日町25—24	(0234)33-6320
鬼塚依里	横浜国立大学　経営学部	
	223　横浜市港北区綱島西６—９—３ グリーンハイム綱島306	(044)434-8115
小川　洌	早稲田大学　商学部	
	165　東京都中野区上鷺宮５—21—３	(03)998-6683
奥村輝夫	専修大学　商学部	
	214　川崎市多摩区南生田４—10—２	(044)976-3559
小田徳仁	駒沢大学大学院　商学研究科	
	340　草加市長栄町86—４	(0489)41-6868
小津稚加子	広島経済大学　経済学部	
	731-01　広島市安佐南区上安２—６—16—303	(082)878-4260

鬼塚光政　桃山学院大学　経営学部
586　河内長野市南花台5—11—5　(0721)63-1644
梶浦昭友　関西学院大学　商学部
665　宝塚市川面5—4—17—504　(0797)83-9289
勝山　進　日本大学　商学部
194　町田市成瀬2303—14　(0427)25-7647
金井　正　創価女子短期大学　経営科
171　東京都豊島区長崎4—9—1　(03)957-0337
蟹江　章　弘前大学　人文学部
063　弘前市大町1—15—2—6　(0172)34-8806
狩野正勝　大阪工業会
562　箕面市粟生外院3—11—22　(0727)29-4461
上領英之　広島修道大学　商学部
731-51　広島市佐伯区五月ケ丘5—28—5　(0829)41-0928
亀井孝文　鹿児島経済大学
891-01　鹿児島市錦江台1—8—5　(0992)61-6919
川島和浩　明治大学大学院　商学研究科
152　東京都目黒区東が丘2—15—3
パークサイド東が丘206号　(03)412-6435
木下照嶽　明星大学　人文学部
412　御殿場市東田中字原2108—2　(0550)82-1288
金　仁謙　建国大学校
133　大韓民国서울城東区杏堂洞1—32
黒川保美　専修大学　商学部
274　船橋市芝山4—25—3　(0474)69-3762
黒沢一清　放送大学
248　鎌倉市浄明寺210—61　(0467)24-7714
郡司　健　大阪学院大学　商学部
567　茨木市紫明園7—27　(0726)23-5855
上妻義直　静岡県立大学　経営情報学部
157　東京都世田谷区成城7—35—36　(03)484-8938
國部克彦　大阪市立大学　商学部
565　吹田市桃山台3—1—4　(06)871-0461
小関誠三　国学院大学　経済学部
227　横浜市緑区さつきが丘15—30
カジノ・サングリーンビュー103　(045)972-6657
佐武弘章　大阪府立大学　社会福祉学部
590-01　堺市茶山台3—29—5　(0722)91-9250
佐藤倫正　岡山大学　経済学部
700　岡山市津島南1—7—29—7　(0862)55-1181

須田一幸　関西大学　商学部
520-02　大津市清和町20—11　(0775)72-3762

鈴木一成　京都精華学園
607　京都市山科区東野舞台町69—14　(075)594-4278

品田　正　東京情報大学
176　東京都練馬区氷川台3—26—8—405

高橋敏朗　大阪市立大学　商学部
631　奈良市富雄北3—2—19　(0742)43-6820

瀧野隆永　吉備国際大学　社会学部
655　神戸市垂水区多聞台1—11—6　(078)785-0107

竹下昌三　岡山大学　経済学部
701-01　倉敷市庄新町6—6—3　(0864)63-3745

近田典行　水戸短期大学　商経科
230　横浜市鶴見区鶴見中央2—6—24
マロニエ・コート鶴見606　(045)521-8072

栃尾晶子　佐賀大学　経済学部
840　佐賀市北川副大字木原39—8—303　(0952)26-9912

冨増和彦　大阪市立大学大学院　経営学研究科
520　大津市中庄1—5—29　(0775)22-5508

中野一豊　中京短期大学　経営学科
441-12　宝飯郡一宮町一宮大池117—4　(053393)2104

中原章吉　駒沢大学　経済学部
164　東京都中野区南台4—35—6　(03)382-6491

中村賢治　日本大学大学院　商学研究科
201　狛江市東和泉1—9—15—206　(03)489-2466

西口昌樹　愛知女子短大
621　亀岡市西つつじケ丘美山台1—3—106　(07712)2-3785

野村健太郎　神戸商科大学　商経学部
676　高砂市中筋1—12—31　(0794)48-0662

早矢仕健司　龍谷大学　経営学部
611　宇治市南陵町1—1—272　(0774)22-4619

日野和則　愛知教育大学　教育学部
458　名古屋市緑区曽根1—134　メゾン阪野309　(052)621-7817

平林喜博　大阪市立大学　商学部
661　尼崎市尾浜町3—32—4—711　(06)427-7633

平松一夫　関西学院大学　商学部
665　宝塚市逆瀬台1—11—5—706　(0797)72-2081

本浪清孝　作陽短期大学　情報処理学科
703　岡山市長岡262　(0862)79-5945

松　尾　聿　正　　関西大学　商学部
562　箕面市粟生間谷西４－２－23－406　(0727)29-0930
真　船　洋之助　　日本大学　商学部
253　茅ケ崎市東海岸６－６－21　(0467)85-3053
水　野　一　郎　　鹿児島大学　法文学部
899-52　鹿児島県姶良郡加治木町新生町56番地　(0995)62-4018
向　山　敦　夫　　愛媛大学　法文学部
790　松山市道後緑台10－35　いずみハイツ201　(0899)26-0167
村　上　則　夫　　長崎県立国際経済大学
858　佐世保市大潟町242　(0956)48-2198
柳　田　　仁　　神奈川大学　経営学部
254　平塚市高浜台17－24　(0463)22-3973
山　上　達　人　　大阪市立大学　商学部
631　奈良市中登美ケ丘２－1984－188　(0742)44-2968
山　口　桂　子　　八千代国際大学　政治経済学部
114　東京都北区田端１－20－28　パシフィック田端105　(03)827-6271
吉　岡　正　道　　白鷗大学
124　東京都葛飾区お花茶屋３－23－16　(03)602-1991
和　田　淳　三　　岡山大学　経済学部
595　泉大津市我孫子12　(0725)21-1601

＜賛助会員＞

鎌　原　英　訓　　（代表）　日本生産性本部
150　東京都渋谷区渋谷３－１－１日本生産性本部内　(03)409-1111
網　崎　幸　夫　　（代表）　関西生産性本部
530　大阪市北区中之島６－２－27　中之島センタービル
関西生産性本部内　(06)444-6471

学　会　行　事

熟田津(にぎたつ)に　　船乗りせぬと
　　月待てば
潮(しお)もかないぬ　　今は
　　漕ぎ出でな

（萬葉集　巻１－８）

日本社会関連会計学会の第２回大会は、「にぎたつ会館」（松山市）で、日本会計研究学会につづいて、下記のように、会員のほぼ全員が出席のうえ、盛大に行われた。

各報告は、この学会の門出にふさわしく、時代の先端をいくグローバルな視点からの報告で、会員間の活発な討議が行われ、盛会裡に終了した。主な内容はつぎのようである。

＊　＊　＊

(1)　懇親会

1989年５月29日（月）
「田舎料理・末廣」
松山市三条町１丁目７－８
☎０８９９－４６－３３０１

(2)　総会・研究報告

1989年５月30日（火）
「にぎたつ会館」
松山市道後姫塚118－２
☎０８９９－４１－３９３９

９：30～10：30　　総会
10：30～11：30　　研究報告（司会・木下照嶽氏）
　　真船洋之助氏「多国籍企業の社会成果」
11：30～12：30　　研究報告（司会・梶浦昭友氏）
　　日野和則氏「フランスの企業情報開示について」
12：30～13：30　　昼食・解散

なお、総会その他の設営などについては、向山敦夫氏（愛媛大学）の尽力を得た。

Research in Corporate Social Accounting and Reporting

Volume 2, September, 1990

Articles

Published by
The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association
Osaka City University
Faculty of Business
3—3—138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku
Osaka, 558 Japan

「社会関連会計研究」第２号

１９９０年　９月　発行

編　集　日本社会関連会計学会

事務局　大阪市住吉区杉本３－３－138

〒588　大阪市立大学商学部内

山上達人・國部克彦研究室

☎０６－６０５－2236・2237

印刷所　〒630　奈良市南半田中町19・20

関西印刷株式会社

☎０７４２－２６－2431・2433